	◇対象となる心思恢言	投建築物一覧(福島県復 	是兴推连 訂幽 <i>)</i>		延床		集法による 売期間		特例によ 舌用期間			構造規	 見模		10*6		
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)	(上段:始期	八五 八下段:終其 月 日	期) (上段:		と:終期	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
1		福島市飯坂町平野字 早川原20-1	浪江町	店舗	109.77	2012 2014		7 201 17 201		18 31	鉄骨 造	- 1	1	2	浪江町美容組合・浪 江理容グループ		地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
2		福島市松川町金沢地 蔵田1-1	飯舘村	物販店	125.34	2012	2 2	27 201 1 202			鉄骨 造	- 1	2	2	直売所なごみ・中華琥珀	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の一定の生活サービスを確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯 舘村内店舗の代替施設として整備 したもので、避難住民の生活サービ スのために必要不可欠である。
3		福島市松川町金沢字 地蔵田1-1	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	32	23 201	4 2	2	鉄骨 造	- 1	1	1	(社医)秀公会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の飯舘村民が避難を余儀なくされ るとともに、帰還の目途が立ってい ない状況にあるが概ね10年での帰	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	THE I WELL	ZEIRAH				2014	2	1 202	3 3	31						還を目指している。こうした状況に おいて、避難している高齢者等の 生活を支援する必要があるため。	なサービスの提供のために必要不可欠である。
4	高等学校飯舘校サ	福島市永井川字中西 田14-1の一部(福島 明成高等学校内)	福島県	高等学校	754.52	2012		9 201		1 31	鉄骨 造	2	1	1	相馬農業高校飯舘校 生徒職員	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下であるが概ね10年での帰還を目指しているため、それまでの間、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	より指定された居住制限区域内に ある校舎の代替として整備されてお
5	学校サテライト校仮	福島市飯坂町字後畑 1番地(福島北高等学 校内)	福島県	高等学校	626.28	2012		201		1	鉄骨 造	- 2	2	1	富岡高校生徒·職員 約80名	原子力災害により避難を余儀なくされているが、2017年3月末をもって 休校することとなっており、解体を 見据え2017年7月まで延長する。	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要
	浪江ライブラリ(仮	石息本统公 字 叶 口 津				2014		28 201			木造 造					2019年上期までに図書館を閉館 し、3月までに撤去を行う計画であっ たが、町民からの図書館の継続を 求める声が大きく、2020年3月まで	地震と原子力災害で被災した町営
6		福島市笹谷字片目清水30-8	浪江町	図書館	69.56	2014	73	31 202	:1 3	31		1	1	1	浪江町	継続することになった。そのため、 閉館後の蔵書整理及び土地受け 渡しに必要な期間として2021年3月 末まで活用期間を延長する必要が あるため。	図書館の代替施設として整備された施設であり、町民の教育・文化振興に必要不可欠である。

1

	▽対象になる心心心以	段建梁物一覧(福島県位	5兴胜进引四/														
	7.4. 笠 tha の な む	三大小	記去老/英四老)	ВΆ	延床		準法による 売期間		特例による 舌用期間			構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	· 建築物の名称 - 	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)		ル、下段:終期 月 日		始期、下段:		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
7	福島県立福島高等 学校仮設倉庫	福島市森合町15	福島県	高等学校	98.69	2012	9	5 201	4 4	1	鉄骨 造	- 1	1	1	福島高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2014年9月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工事の進捗に遅延が生じ、事業が完了する2015年3月まで当該仮設建	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
8	地域高齢者サポート拠点	福島市笹谷字谷地前	福島県	高齢者福祉施設	339.20	2014		3 201	4 2	1	木造 造	- 1	3	1	NPO jin	3月末まで活用期間の延長が必要	物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不
9	飯舘中学校仮設校 舎	福島市飯野町大字明 治字藤柄	飯舘村	中学校	2,162.64	2012	11 2		4 11	17	が 鉄骨 造 ^{部鉄筋} コンクリー 造	- 2	1	1	飯舘村中学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	可欠である。 原子力災害で避難地域となった飯 舘村内中学校の代替施設として整 備したもので、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
10	福島No.3-B仮設施 設	福島市荒井北二丁目	福島市	自動車修理工場	509.55	2013 2014		2 201 7 202		31	鉄骨 造	- 1	2	2	三陽自動車整備工場	早期の移転再開を目指している が、当面、移転先が確保できるま で、事業再開支援のため、当該応 急仮設建築物は必要である。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
11		福島市飯野町大久保 字芝垣16-2	飯舘村	幼稚園	268.83	2013 2015		1 201		31	鉄骨 造	2	2	1	幼児	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、幼児の適正な保育教育機会を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域となった飯 舘村内幼稚園の代替施設として整 備したもので、保育教育機会の確 保のために必要不可欠である。
12	仮設店舗(福島市荒 井)	福島市荒井字上庭前 5-1	浪江町	店舗	138.79	2014		7 201		17	· 鉄骨 造	- 1	2	1	半谷窯	入居事業者の元事業所が帰還困難区域である。 特定復興再生拠点区域再生計画においては、2023年3月に当事業者の元事業所が立地する地域の解除を目標としている。よって、2023年3月まで活用延長が必要である。	
13	仮設店舗(簡易郵便 局)	福島市松川町金沢字 土戸目喜1番11	飯舘村	仮設店舗	32.64	2014				28	鉄骨 造	- 1	1	1	比曽簡易郵便局	原子力災害により避難を余儀なくされ、概ね10年での帰還を目指しており、住民の利便性を確保する必要があるため。	原子力災害で避難地域(帰還困難 区域)となった飯舘村内簡易郵便局 の代替施設として整備したもので、 郵便・金融の面で住民の利便性確 保のために必要不可欠である。

	◇対象となる応急仮詞	設建築物一覧(福島県復	夏興推進計画)														
				ш.У	延床		隼法による 売期間		例による 用期間			構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)		I、下段:終期 月 日		期、下段:終期		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
14		会津若松市一箕町松 長一丁目17-1	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2011	12 2		12 1	3 木造	造	- 1	1	1	(福)大熊町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了しており、解体に必要な期間を見込んで、2020年3月末まで活用期間の延長が必要とな	
	I/C/M/J/BI/C					2013	12 1	2020	3 3	1						a .	るために必要不可欠である。
15		会津若松市一箕町松	大熊町	店舗	209.34	2012	1 24	4 2014	110000000000000000000000000000000000000	7 鉄骨	造	1	1	3	合同会社おみせ屋さ	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされるとと もに、帰還の目途が立っていない 状況にある。こうした状況におい	原子力災害により避難指示が出され、全住民が避難を余儀なくされており、大熊町内の代替として商業施
	店舗	長一丁目17-1	ZVIII.	7 <u>4</u> Hill	200.01	2014	1 (2019	3 3	1		·	·	, and the second	<i>&</i>	て、避難先の会津若松市との行政 財産使用許可期間満了の2019年3 月まで仮設住宅に入居している避 難者への買い物支援を行う必要が あるため。	設が近くにない仮設住宅入居者のために当該施設を整備している。
16		会津若松市一箕町大 字八幡字門田9-2の	大和リース(株) 福島支店	中学校	2,666.91	2013	7 18	2015	3 2	数骨	造	- 1	4	1	大熊町中学校生徒職員	の住民が避難を余儀なくされるとと もに、帰還の目途が立っていない	代替施設として整備されたもので、
	TX IX IX IX E	一部(6,598.7㎡)	(大熊町)			2015	3 19	9 2021	3 3	1					Ŗ	状況にある。現在在籍している1年 生が卒業する予定の2020年度末ま で延長が必要であるため。	
17	セブンイレブン ビッグパレットふくしま前仮設店舗店	郡山市南二丁目	 (株)セブンイレブン ジャパン	日用品の販売を 主目的とする店	132.08	2011	10 28	2013	11 1	5 鉄骨	造	1	1	1	セブンイレブンジャパ	者の買い物支援は住民の日常生 活に必要であり、富岡町災害復興	原発事故で被災した店舗の代替と して整備された仮設建築物は、帰 還するまで住民の日常生活に必要
	仮設店舗店	40,47,48,50	24/12	舗		2013	11 14	2017	3 3	1					7	計画で定める帰還年度(2017年度以降)開始までは必要であるため。	なサービスの提供に必要不可欠である。
18		郡山市長者二丁目82番の1の一部	福島県	高等学校	2,965.92	2011	12 20	2013	11	1 鉄骨	造	2	3	1	安積黎明高校生徒· 職員約1,100名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要
	同夺于汉队政队占	ш 07107 пр				2013	10 3 ⁻	2014	9 3	0					400011,1001	必要であるため。	不可欠である。
	福島県応急仮設住 宅地域高齢者等サ	郡山市南一丁目	福島県	高齢者福祉施設	317.99	2012	1 4	4 2013	10	1 木造	造	1	1	1	(社)川内村社会福祉	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。応急仮設建築物の存続期間を	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	ポート拠点	94,103	IBHJA		3.7.00	2013	9 30	2021	9	5			•		協議会	村としては概ね10年と想定しており、こうした状況において、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	たけ バラの担果のとはに2番子

	◇対象となる心态収録	设建梁物一覧(福島県復 	是央征运引回 /		延床		準法に			例による)		構造規	模				
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)	(上段:始	端期間 期、下段 月	と:終期)	(上段:始	用期間 謝、下段: 月		構造	階数地上	棟数	区画数 (入居者数)	入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
20		郡山市南一丁目94番 地、103番地	富岡町	児童施設	126.21	2012			2013		15 31	木造 造	- 1	1	1	富岡町職員6名	仮設住宅の供与期間が2020年3月 末まで延長され、その間、避難している住民等の日常生活に必要な サービスを提供する必要があるため。また、解体に必要な期間を見込んで2021年3月末まで活用期間の 延長が必要となる。	同施設の代替として整備された仮
21		郡山市南一丁目94の	福島県(管理者・川内社)	物品販売店舗	91.07	2012	2 2	8	2014	3	15	鉄骨 造	- 1	1	1	川内村商工会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。応急仮設建築物の存続期間を 村としては概ね10年と想定してお り、こうした状況において、南一丁	して整備された仮設建築物は、帰 還するまで住民の日常生活に必要
	市場	一部	(管理者:川内村)			2014	4 3	14	2021	12	21						目仮設住宅にはまだ130戸に村民が入居している生活しているおり、高齢世帯が多く市内での買い物が難しいことから生活必需品を購入するのに必要であるため。	なサービスの提供に必要不可欠で
	郡山市南一丁目応 急仮設住宅 ペット	郡山市南一丁目	 - - 富岡町・川内村	ペットシェルター	27.30	2012	2 2	29	2013	3 9	1	木造 造	1	1	1	仮設住宅居住者ペット		原発事故で被災した物の代替として整備されたものであり、仮設住宅
	シェルター	103,94				2013	3 8	31	2021	11	15						飼育はできず、避難者が帰還する までは必要であり、応急仮設建築 物の存続期間を川内村としては概 ね10年と想定しているため。	の公衆衛生上、必要不可欠であ る。
23		郡山市大槻町字西ノ	富岡町	事務所	990.70	2012	2 5	1	2014	1 3	15	鉄骨 造	2	1	1		2023年4月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しており、現在も町外で避難生活をせざるを得ない方々への継続したサービス提供が必要であるが、施設の老朽化など、利用者の安全を確保する	原発事故で被災した役場の代替と して整備された仮設庁舎は、住民
20	舎	宮48-5	田岡門	#1 7 171	330.70	2014	4 3	14	2022	2 3	31			'			必要があることから、2022年3月までに現仮設建築物から新たな施設へ移転する計画である。以上のことから、移転までの間、当該仮設建築物が必要である。	の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
		郡山市長者二丁目82	福島県	高等学校	0.00	2012	2 5	1	2014	1 4	20	鉄骨 造	1	1	1	安積黎明高校	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されてお
27	高等学校渡り廊下	番地1の一部	旧四尔	以上上四	0.00	2014	4 4	19	2014	1 9	30		'	, 	,	人 民 米 ケルロ 人	2014年9月まで当該仮設建築物が 必要であるため。	り、教育機会の確保のために必要不可欠である。

	◇対象となる心思仮記	投建築物一覧(福島県復 	<u> </u>			建筑甘油	生:ナノー ト	· Z	州土/万	111- FZ								
- TE	7±75±1 0 0 15	=r + 11L	==+++//************	m.v.	延床		集法によ 売期間	୍ବ	活	川による 甲期間)		構造規	模		入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称 	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)	(上段:始期						構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
25		郡山市富田町字町田	福島県	高齢者福祉施設	327.92	2012			2014			木造 造	- 1	1	1	(社)富岡町社会福祉	仮設住宅の供与期間が2020年3月末で終了し、サポート拠点の運営も2020年3月をもって終了する予定であるが、解体については、仮設住宅の一部の住民の転居の見通しがつ	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	ポート拠点	33,35番の各一部	旧山水	日間 日 田 北川 氏	027.32	2014	3	11	2021	3	31		,	·	· -	協議会	いておらず、退去が遅れる見通しであるため、住民にストレスをかける影響を考慮し、慎重に進める必要があることから2021年3月末まで1年延長する。	なサービスの提供のために必要不可欠である。
26		郡山市菜根二丁目	富岡町	高齢者福祉施設	1,848.39	2013	2	18	2015	3	15	鉄骨 造	1	2	1	施設職員20名、入所	富岡町災害復興計画(第二次)及び保健・福祉アクションプランに基づき、2021年度中に町内に介護保険施設を整備する方針であること	原発事故で被災した町内同施設の 代替として整備された仮設建築物 は、被災高齢者の生活に必要な
	人亦一厶東風荘	102番地1	<u> </u>		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2015	3	14	2023	3	31		·		·	者39名	から、当該施設は2021年度をもって 閉所とし、解体期間を考慮し、2022 年度末までを活用期間とする必要 があるため。	サービスの提供のために必要不可欠である。
27	郡山市立金透小学	郡山市堂前町45番	郡山市	仮設校舎(小学	374.40	2013	4	8	2013	8	1	鉄骨 造	1	1	1	生徒	地震で被災した校舎は柱にせん断破壊が多数発生し、半壊の判定を受けた棟もあるため改築も含めた復旧方法の検討に時間を要した。2012年9月から着手した設計業務	地震で被災した校舎は柱にせん断 破壊が多数発生し、既存校舎の大 部分が使用できなくなった。不足す
2,	校仮設校舎	1,73番1	4H2 PEI (1)	校)	071.10	2013	7	31	2015	3	31		·	·		- I/C	に12ヶ月、工事期間に18ヶ月の期間を要するため、再建が可能な2015年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	る普通教室確保のため整備した仮設校舎は児童の教育機会の確保 ために必要不可欠である。
28	仮設前処理テント他	郡山市日和田町高倉	福島県	下水汚泥焼却	1,436.70	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨 造	. 1	3	1	㈱神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により、下水汚泥から放射性 物質が検出され、下水処理場内に 汚泥を保管してきた状況にある。現 在も従来の処分ができない状態で	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し
	IN INCIDIO CETTO I III	字追越92-1の一部他	旧山水	前処理施設	1,133.73	2015	10	31	2017	3	31		'	,		117 22 2F171	あるが、汚泥処理計画に基づき、 2017年4月には通常の処分を行う 予定であることから、それまでの 間、放射性汚染廃棄物の減容化処 理を行う必要があるため。	たため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。

		設建築物一覧(福島県復 			延床		準法によ 続期間	はる		列による 用期間			構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m [®])	(上段:始	期、下段:		(上段:始	期、下段:	終期)	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	年 ロ 活用期間設定の理由	との説明
29	汚泥焼却施設他	郡山市日和田町高倉 字阿久土26-1の一部	福島県	下水汚泥	1,456.61	2013	7	31	2015	11	1	鉄骨 造	1	2	1	㈱神戸製鋼所	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により、下水汚泥から放射性 物質が検出され、下水処理場内に 汚泥を保管してきた状況にある。現 在も従来の処分ができない状態で	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し
29	<i>77 心然</i> 如他敌他	他	佃场乐	焼却施設	1,430.01	2015	10	31	2017	3	31		'	2	'	(作利)作用 一	あるが、汚泥処理計画に基づき、 2017年4月には通常の処分を行う 予定であることから、それまでの 間、放射性汚染廃棄物の減容化処 理を行う必要があるため。	たため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線
30		郡山市大槻町西ノ宮	富岡町	庁舎	137.57	2013	3 9	25	2015	7	1	鉄骨 造	1	1	1	富岡町役場	仮設住宅の供与期間が2018年3月まで延長され、その間、避難先でのは、まず、である。	して整備された仮設庁舎は、住民
	舎(会議室)	40-1、40-3、39-4		(事務所)		2015	6	30	2018	3	31						住民サービスの提供に必要であるため。	供に必要不可欠である。
31		いわき市内郷内町駒 谷3-1他10筆	福島県	高等学校	2,193.41	2011	12	14	2013	12	14	鉄骨 造	2	3	1		被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物が	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、地震が変化のために必要
	高等学校仮設校舎	台3−1他10≇			·	2013	3 12	13	2015	12	31					職員約810名	2015年12月まで当該収設建業物が必要であるため。	り、教育機会の確保のために必要不可欠である。
32	福島県立湯本高等 学校仮設校舎	いわき市常磐上湯長 谷町五反田55	福島県	高等学校	4,360.23	2011	11	28	2013	11	28	鉄骨 造	2	5	1	湯本高校生徒・職員	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年12月まで当該仮設建築物が	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、
	子校似故校告	谷町五灰田55				2013	3 11	27	2014	12	31					約1,000名	2014年12月まで当該収設建業物が 必要であるため。	り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。
33	久之浜仮設店舗・事	いわき市久之浜町久	いわき市	店舗∙事務所	286.95	2011	11	25	2013	11	12	鉄骨 造	1	3	11	久之浜町商工会他事	被災した従前の店舗・事務所は、震 災復興土地区画整理事業の進捗 に合わせ再建していく予定であり、 当該土地区画整理事業における基	地震・津波により被災した店舗・事 務所の代替として整備された仮設 建築物は、住民の日常生活に必要
33	務所	之浜字糠塚15	נון פלאיט	方丽· 争伤的	200.93	2013	3 11	11	2018	3	31		'	3	"	業者	盤整備が当初よりも2年延長し2017 年度中の完了を予定していること から、2018年3月まで当該仮設建築 物は必要であるため。	なサービスの提供のため、必要不
34	福島県立勿来工業	いわき市植田町堂ノ 作10,10-2,38-1,38-	福島県	高等学校	1,821.70	2012	2 2	27	2013	12	1	鉄骨 造	2	2	1	勿来高校生徒·職員	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2014年12月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されてお
07	高等学校仮設校舎	2,42-1、西荒田26-3,小 名田33-1他	出	问サデス	1,021.70	2013	11	30	2015	6	30			2	,	約490名	事の進捗に遅延が生じ、事業が完 了する2015年6月まで当該仮設建 築物の存続が必要となるため。	り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。

	◇対象となる心思仮は	設建築物一覧(福島県復 	と興推進計画)		延床		準法による	る 		による			構造規	模				1+ // 7+ ft 1+ 0 // 1+ 1+ =0 - 1 - 7 -
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)	(上段:始期			上段:始其	用期間 切、下段:終:		 構造	階数	棟数	区画数	入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
35	福島県立磐城農業高等学校仮設校舎	いわき市植田町小名 田60	福島県	高等学校	2,593.88	年 2012 2013		10	2013 2015		1 1	跌骨 造	2	4	(入居者数)	磐城農業高校生徒· 職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する2015年12月まで当該仮設建築物が必要であるため。	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
36	仮設デイサービス (楢葉町)	いわき市平上山口字 下大沢1-7他	福島県	高齢者福祉施設	307.23	2012			2013	9		木造 造	- 1	1	1	(福)楢葉町社会福祉協議会	サポートセンターの運営は2017年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2019年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
37		いわき市江名字北口 257-1	いわき市	公民館	135.01	2012			2013		+	跌骨 造	- 1	1	1	いわき市職員	被災した江名公民館の建替えは、 2013年6月より土地造成工事に着 手し、同年8月より特殊基礎工事、 2014年1月より建築工事と進め、 2014年度末の竣工、供用開始を予 定していることから、2015年3月まで 当該仮設建築物は必要であるた め。	地震や津波で被災した江名公民館 及び江名市民サービスセンターの 代替として整備された仮設建築物 は、地区における行政サービス提 供の場として必要不可欠である。
38	中央台仮設店舗(楢葉町)	いわき市中央台高久 四丁目18-6	楢葉町	店舗	71.22	2012			2014		21 30	鉄骨 造	- 1	2	3	小売業等	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
39	いわき中央台東仮設 郵便局	いわき市中央台高久 二丁目11-1	日本郵便(株)	仮設郵便局	97.50	2012			2013			跌骨 造	- 1	1	1	いわき市中央台東郵 便局社員3名	年度中の完了を予定していること から、撤去期間(1月と想定)を含	地震・津波により被災した豊間郵便 局の移転として設置された仮設郵 便局であり、仮設住宅に近接するこ とから、住民の日常生活に必要な サービスを提供するために必要不 可欠である。
40	四倉町工業団地仮 設事業所C区画(楢 葉町・大熊町)	いわき市四倉町字芳 ノ沢1-51,1-52,1-53	楢葉町	事務所・工場・倉 庫	3,841.80	2012	3	30	2014	2	22 舒	跌骨 造	- 1	23	6	運送業·食品加工業 等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にある ほか、津波被害等により操業場所 が確保できない状況にあり、当面、	原発事故又は津波等で被災した各 企業の代替事務所として整備され た仮設建築物は、企業活動継続支 援・雇用の場の確保のため必要不
41	上荒川仮設店舗(楢	いわき市平上荒川字	₩笹町	广结	126.74	2014			2023	3		 跌骨 造	1	2	6	金 只小声 举 笙	熊町の2町にとって当該応急仮設 建築物が必要である。 2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ	可欠である。 福島第一原子力発電所の事故によ り被災した店舗の代替施設であり、
41	葉町)	後沢33-2	楢葉町	店舗	126.74	2014	3	7	2018	9 ;	30			3	6	食品小売業等	の後の解体期間を見込むと2018年 9月末まで活用期間の延長が必要 となる。	避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。

	◇対象となる応急仮言	设建築物一覧(福島県復	复興推進計画)															
				ш.У	延床	建築基準 存続	基法によ 説期間	る	特例(こよる 期間			構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	・建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m²)	(上段:始期 年	l、下段:終 月		L段:始期、 年			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
42		いわき市南台三丁目	福島県	デイサービス	317.99	2012						木造 造	. 1	1	1	(社)双葉町社会福祉		地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
"-	(双葉町)	1-1	IBLU /K	717 27		2013	12	13	2020	3	31			·	·	協議会	後を復興着手期としており、最低限 その最初の区切りである2019年度 末までは、避難している高齢者の 生活を支援する必要があるため。	なサービスの提供のために必要不可欠である。
43	仮設住宅(ペットシェ	いわき市泉玉露二丁	富岡町	8° 11 5 - 11 5	01.00	2012	5	10	2013	9	15	鉄骨 造	4		4		仮設住宅の供与期間が2019年3月 末まで延長され、その間、住民の日	原発事故で被災した物の代替とし て整備されたものであり、仮設住宅
43	ルター: 富岡町)	目10-1	邑 呵呵]	ペットシェルター	31.33	2013	9	14	2019	3	31		'	3	'	仮設住宅居住者等		の公衆衛生上、必要不可欠であ る。
44	四倉町工業団地仮 設事業所F区画(楢	いわき市四倉町字芳	富岡町	事務所·工場·倉	3,225.69	2012	5	31	2014	4	18	鉄骨 造	. 1	19	4	自動車整備業・建設	ほか、津波被害等により操業場所	原発事故で被災した各企業の代替 事務所として整備された仮設建築 物は、企業活動継続支援・雇用の
	葉町・富岡町・大熊町)	ノ沢1-54,1-55	E I A	庫	0,220.00	2014	4	17	2024	3	31				·	業等		場の確保のため必要不可欠であ
45	四倉町工業団地仮 設事業所A区画(大	いわき市四倉町字芳	大熊町	事務所・工場・倉	1,513.99	2012	5	30	2014	5	16	鉄骨 造	. 1	11	6	運送業•自動車整備	炷笨物が必安でめる。	原発事故で被災した各企業の代替 事務所として整備された仮設建築 物は、企業活動継続支援・雇用の
	熊町・浪江町)	ノ沢1−42		冲		2014	5	15	2025	3	31					業等	また、大熊町については、現在、特定復興再生拠点区域内に、産業交流施設及び中央産業拠点の供用を2024年度中に予定しているため。	場の確保のため必要不可欠である。
46	南台仮設店舗(双葉	いわき市南台三丁目	双葉町	店舗	113.80	2012	6	29	2014	6	21	鉄骨 造	. 1	2	1	(有)マルマサ食品(松	時期についても見通しが立たない	双葉町大字新山地区でも商業店舗を備えており、原発事故の避難先
	町)	1-1	222.3	/M MIU		2014	6	20	2018	3	31		•	_		本正道)	中、応急仮設住宅の供与期間の延 長に伴い、避難者の利便性を確保 していくため、2018年3月末までは 最低限必要である。	

	◇対象となる心思仮記	設建築物一覧(福島県復 ┏	夏興推進計画 <i>)</i> ┃			建筑 其	準法によ	- ス	蛙布	引による								
番号	 建築物の名称	所在地	 所有者(管理者)	用途	延床 面積	存	続期間		活	用期間			構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
田石	建業物の石物	加工地	別有名(自理名)	用 壓	画恒 (m [*])		期、下段:			期、下段:終		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
	福島県立富岡支援学校サテライト校仮	いわき市平馬目字馬	福島県	特別支援学校	1.967.87	2012					30	・軽量鉄骨造	2	2	1		令和6年度中に本設校舎の工事が 完了する予定であり、本設校舎竣 工後の解体に必要な期間を見込	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された警戒区域・帰還困難 区域に近接した校舎の代替として
7,	設校舎	目崎61	田山水	N.M.Z.IX T-IX	1,007.07	2014	1 6	29	2025	9	30		-	-	,		み、2025年9月末まで活用期間の延長が必要である。	整備されており、教育機会の確保のために必要不可欠である。
48	仮設デイサービス	いわき市平上山口字	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	2 7	30	2014	3	27	木造 造	. 1	1	1	(福)楢葉町社会福祉	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了したが、解体に必要	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日
	(楢葉町)	小喜目作34-1他	IBEQ /K		200.11	2014	1 3	26	2019	3	31				·	協議会	な期間を見込んで、2019年3月末まで活用期間の延長が必要となる。	常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
40	四倉町工業団地仮	いわき市四倉町字芳	富岡町	事務所・工場・倉	0.411.01	2012	2 8	1	2014	7	6	鉄骨 造	1			電気工事業·建設業	令和3年度に全ての事業者が退去 の予定であり、解体に必要な期間	原発事故で被災した各企業の代替事務所として整備された仮設建築物は、企業活動機は支援。原用の
	設事業所J区画(楢 葉町・富岡町)	ノ沢1-63		庫	3,411.31	2014	1 7	5	2023	3	31		1	20	'	等	を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	物は、企業活動継続支援・雇用の 場の確保のため必要不可欠であ る。
50		いわき市平上荒川字	楢葉町	店舗∙作業場	54.61	2012	2 8	2	2014	7	26	鉄骨 造	. 1	1	1	ベーカリーハウスアル	2018年3月末で当該応急仮設建築 物の利用が終了することとなり、そ の後の解体期間を見込むと2018年	福島第一原子力発電所の事故により被災した店舗の代替施設であり、
	葉町)	後沢33-2	旧未叫	万册 IF未物	34.01	2014	1 7	25	2018	9	30		•	'	,	ジャーノン	9月末まで活用期間の延長が必要となる。	避難した町民への生活サービス提供のために必要不可欠である。
	四倉町工業団地仮 設事業所K区画(大	いわき市四倉町字芳	大熊町	事務所·工場·倉	3,079.61	2012	2 8	31	2014	7	16	鉄骨 造	1	21	16	建設業等	原子力災害の避難指示により帰還 の目途が立っていない状況にあり、 当面、事業再開支援のため、大熊 町にとって当該応急仮設建築物が 必要である。	
	熊町)	ノ沢1−60	-)		2014	1 7	15	2025	3	31						また、現在、特定復興再生拠点区域内に、産業交流施設及び中央産業拠点の供用を2024年度中に予定しているため。	場の確保のため必要不可欠である。
52	福島県立いわき翠の杜高等学校仮設倉	いわき市内郷綴町板	福島県	高等学校(倉庫)	105.30	2012	2 9	24	2014	4	11	鉄骨 造	1	1	1	いわき翠の杜高校	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、当初は事業が完了する2015年3月まで当該仮設建築物が必要であったが、校舎改築工	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されてお
	庫	宮2	18四八	16.4.1 人(石子)	. 33.30	2014	1 4	10	2015	6	30		•	'			事の進捗に遅延が生じ、事業が完 了する2015年6月まで当該仮設建 築物の存続が必要となるため。	り、教育機会の確保のために必要 不可欠である。

	◇対象となる心思収	<u>設建築物一覧(福島県復</u>	<u> </u>															
₹ □	7±754L 0 2 TL	=r + 114	===+++//*==+>	m.'A	延床		基準法に 続期間	よる		列による 用期間			構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地 	所有者(管理者) 	用途	面積 (m³)		期、下段		(上段:始 左	期、下段:		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
53	豊間区連絡所	いわき市平豊間字榎 町73-1	いわき市平豊間区	事務所	26.43	2012	9	24	2014	9		木造 造	1	1	1	いわき市平豊間区	被災した豊間集会所は、震災復興 土地区画整理事業の進捗に合わ せて整備していく予定であり、当該 土地区画整理事業における基盤整 備が2017年度中の完了を予定して いることから、その後の移転に係る 期間を考慮すると、豊間集会所の 再建は、2018年度中となることが見 込まれるため。	会を開催している他、住民が集うことができる場として活用されており、
54	平中神谷仮設店舗 (浪江町)	いわき市平中神谷字 十二所河原7-1	浪江町	店舗	222.14	2012	2 11	19	2014	9	20	鉄骨 造	- 2	4	2	菅原陶器店・渡辺モー ター	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期として	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
						2014	1 9	19	2021	3	31						いる2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	円面又版に必要する人での。
55	高久フィットネス(楢葉町)	いわき市平上山口字 小喜作34-1	 (株)日本フットボール ヴィレッジ	フィットネスジム	118.33	2012	2 10	5	2014	9	20	鉄骨 造	1	1	1	(株)日本フットボール ヴィレッジ	に必要なため活用期間を延長する。 2018年3月末で当該応急仮設建等物の利用が終了することとなり、そ	福島第一原子力発電所の事故により被災したJヴィレッジフィットネスジムの代替として整備され、町民の健康維持のために必要不可欠であ
						2014	1 9	19	2018	9	30						となる。	る。
		いわき市中央台飯野5 丁目5-1(いわき明星	福島県	高等学校(サテライト校仮設便	49.68	2012	12	25	2014	12	1	鉄骨 造	- 1	1	1	双葉高校・双葉翔陽 高校・富岡高校で共	原子力災害により避難を余儀なくさ れているが、2017年3月末をもって	当該仮設建築物は、原子力災害に より指定された警戒区域内にある 校舎の代替として整備されており、
	内)	大学内)	IMPG/K	所)		2014	1 11	30	2017	7	31			·	·	有	体校することとなっており、解体を 見据え2017年7月まで延長する。	教育機会の確保のために必要不可欠である。
57		いわき市四倉町字鬼	福島県	高齢者福祉施設	268.30	2012	2 12	21	2013	111	22	木造 造	- 1	1	1	(社/仏野町社太徳仙	見据え2017年7月まで延長する。 震災に伴い発生した原子力災害から3年半を経過し、復興のための旅策に取り組み、住民の帰還を進めているところであるが、未だ多くの住民が、仮設住宅等での避難を余儀なくされている。 高齢者等サポート拠点である本施	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	(広野町・川内村)	越114-2				2013	3 11	21	2018	3	31					協議会		なサービスの提供のために必要不可欠である。

	▽対象による心心心以	这连梁初一見(届岛宗)	5央推進可四/															
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床 面積 (m²)	存約 (上段:始其	準法による 売期間 別、下段:終: 月 □ □ ■	期) (上科	活用			世生	構造規 階数 地上	模模棟数	区画数 (入居者数)	. 入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であるこ との説明
58		いわき市平豊間字榎 町73-1	ふるさと豊間復興協 議会	集会所	44.43	2013	2	14 20)15	2 1	11 鉄	持 造	1	1	1	ふるさと豊間復興協 議会	せて整備していく予定であり、当該 土地区画整理事業における基盤整 備が2017年度中の完了を予定して	地震・津波により被災した豊間集会 所の代替として整備された仮設建 築物は、現在、ふるさと豊間復興協 議会が入所し、地域の情報発信に 取り組んでおり、地域のコミュニティ
						2015	2	10 20)19	33	31						期間を考慮すると、豊間集会所の 再建は2018年度中となることが見 込まれるため。	意識の醸成のため必要不可欠であ
59		いわき市好間町上好 間字道成川原15番8	 桜田工業㈱(管理 者:富岡町)	高齢者福祉施設	306.39	2012	12	10 20	014	12 1	11 木	造造	1	1	1	クリナップキャリア サービス	富岡町災害復興計画(第二次)及 びアクションプランに基づき、2021 年3月まで同施設で避難している高 齢者等の日常生活に必要なサービ スを提供する。2021年3月末で同施	物は、高齢者等の日常生活に必要
		日子坦灰川原13年0	14. 亩 岬 /			2014	12	10 20)22	33	31					9-22	設は閉鎖となり、解体完了を2022 年3月末としていることから、延長が必要である。	はサーロ人の技供のために必要や
60	小名浜魚市場仮設	いわき市小名浜字栄	いわき市	仮設作業場、倉	716.51	2012	8	8 20)14	7 2	26 鉄	持 造	1	3	2	·小名浜機船底曳網 漁業協同組合	当該被災事業者の移転予定先であ	当該仮設事務所は、地震に伴う津波等で被災した小名浜魚市場の代表ない。
80	事務所	町5-1	ת אכלהי	庫、事務所	710.51	2014	7	25 20)15	72	25		'	3	2	· 小名浜水産加工業協同組合	る新魚市場の供用開始が2014年度中を目途としていることや魚市場供用開始後も仮設事務所の整理・引越・解体に一定程度期間(4カ月程度)を見込む必要があるため。	替施設として整備されており、小名 浜魚市場事業者の事業再開支援 に必要不可欠である。
61	あおぞらこども園中央台仮設園舎	いわき市中央台飯野 五丁目6-1	楢葉町	保育所	422.78	2013	3	26 20)15	3 1	19 鉄	持骨 造	1	1	1	あおぞらこども園園児	楢葉町では、町内での教育機関再 開を2017年4月からとしている。 2016年度末で同施設は閉鎖とな	地震等で被災した楢葉町内保育所 の代替施設として整備したもので、 教育機会確保のために必要不可欠
	大口似故图古	T 1 H0-1				2015	3	18 20)17	6 3	30						り、解体完了を2017年6月末としているため。	である。
62	楢葉町立楢葉小中 学校中央台仮設校	いわき市中央台飯野	 	小·中学校	2,406.68	2013	3	26 20)15	3 1	19 鉄	持 造	2	4	3	楢葉南小学校児童 楢葉北小学校児童	楢葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。 2016年度末で同施設は閉鎖とな	地震等で被災した楢葉町内小学 校、中学校の代替施設として整備し たもので、教育機会確保のために
	舎	五丁目6-1				2015	3	18 20)17	6 3	30					楢葉中学校生徒	り、解体完了を2017年6月末として いるため。	必要不可欠である。
63	楢葉町立楢葉小中 学校中央台仮設校 舎	いわき市中央台飯野	 	小・中学校	33.21	2014	4	24 20)15	3 1	19 鉄	持 造	1	1	3	楢葉南小学校児童 楢葉北小学校児童	楢葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。 2016年度末で同施設は閉鎖とな	地震等で被災した楢葉町内小学校、中学校の代替施設として整備し
	会議室	五丁目6-1	旧水山	会議室	33.21	2015	3	18 20	017	6 3	30		·	·		楢葉中学校生徒	り、解体完了を2017年6月末としているため。	たもので、教育機会確保のために 必要不可欠である。

	_◇対象となる応急仮言	<u>设建築物一覧(福島県復</u>	<u>复興推進計画)</u>															
					延床		隼法による 売期間	4	寺例に 活用其	:よる 期間			構造規	見模		入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)	(上段:始期	N. 下段:終期 月 日	別 (上段		下段:終期		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	年田 活用期間設定の理由	との説明
64	楢葉町立楢葉小中 学校中央台仮設校 舍 図書室	いわき市中央台飯野 五丁目6-1	楢葉町	小·中学校 図書室	38.07	2013 2015		8 20		3 19 6 30		鉄骨 造	- 1	1	3	楢葉南小学校児童 楢葉北小学校児童 楢葉中学校生徒	楢葉町では、町内での教育機関再開を2017年4月からとしている。 2016年度末で同施設は閉鎖となり、解体完了を2017年6月末としているため。	地震等で被災した楢葉町内小学校、中学校の代替施設として整備したもので、教育機会確保のために必要不可欠である。
65	福島県立双葉高等 学校サテライト校カ ウンセリングルーム	いわき市中央台飯野 五丁目5-1	福島県	高等学校(カウンセリングルーム)	30.38	2013	8	7 20	15	8	1 鉛	鉄骨 造	- 1	2	1	双葉高校	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。双葉町復興計画案では、災害 から6年後に帰還時期を判断するこ	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要
	,,,,,,,,,,					2015	7 3	31 20	17	3 3	31						ととしており、それまでの間生徒に 適正な教育機会を確保する必要が あるため。	不可欠である。
66		いわき市植田町小名 田60	福島県	高等学校(倉庫)	38.97	2013	6 1	4 20	15	4	1 釤	跌骨 造	1	1	1	磐城農業高校生徒· 職員約500名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する 2015年12月まで当該仮設建築物が	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要
	问サデ队后件	ш00				2015	3 3	31 20	15 1	12 3	81					柳.英.1900亿	必要であるため。	不可欠である。
67	福島県立いわき総合	いわき市内郷町内町 駒谷3-1、27-1、27- 2、29-1、37-1、46、	福島県	高等学校(倉庫)	190.44	2013	4 2	26 20	15	5	1 鉈	跌骨 造	1	3	1	いわき総合高校生徒・ 職員約810名	被災した校舎は解体・改築する事業計画であり、事業が完了する	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要
		48-1, 102				2015	4 3	30 20	15 1	12 3	81					- 明 兵 初 0 1 0 位	必要であるため。	不可欠である。
68	介護老人保健施設	いわき市小名浜下神白字綱取174-1の一	福島県	寄宿舎	107.65	2013	6	4 20	15	3 1	7 木	木造 造	1	1	5	介護応援職員	原発事故により、相双地域等の介護職員が避難したため、介護職員を確保しなければ介護老人保健施設の運営が不可能な状況に陥っている。2015年度にも、県が全国から介護職員を確保する応援事業を実施する予定であるところ、市内にであることから、本施設を寄宿舎とができず、公園が、公園ができず、公園が、公園では、公園では、公園では、公園では、公園では、公園では、公園では、公園では	原発事故により、相双地域等の介護職員が人手不足となり、県が全国から応援職員を確保する事業を実施したが、いわき市内の民間住実はという。
	加州台名	部		D, 10 D		2015	3 1	6 20	16	3 3	31		,		Ü	71 HX *** 1/2 1/9 54	途(介護老人施設の運営)が実現されない。また、他の地域から一定期間応援職員を募集する取り組みであることから、仮に代替施設を確保することができたとしても、当該期間中に応援職員に対して転居を強いることは適当ではないことを踏まえると、当該事業期間の終期である2016年3月31日までは引き続き寄宿舎として活用する必要があるため。	おけ スの母妹体訊 は て映号字令

	◇対象となる心思収記	<u> </u>	と 興推進計画)															
चर □	777 444 0 27 74		=c++ +//** += +/ \	m.v.	延床		準法による 続期間		特例	こよる 期間			構造規	見模		入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称 	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)	(上段:始 年	期、下段:終期			下段:終期		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
69		いわき市好間町上好 間道成川原15-8の一 部	富岡町	消防団詰所	117.21	2013	8	9 2		11		木造 造	- 1	2	1	富岡町消防団	末まで延長され、その間、避難先で	原子力災害により町全体が避難を 余儀なくされているが、仮設詰所は 町内での緊急時に迅速な対応を図 るため消防団屯所の代替機能を確 保するために設置した施設であり、 必要不可欠である。
70	個条町、いわさの内 郷小島町地区仮設	福島県いわき市内郷 小島町シャクシミチ4 番の一部、内郷小島 町姥懐5番の一部	楢葉町	事務所	105.30	2014			016		16	軽量 造鉄骨	- 1	1	1	社会福祉法人楢葉町社会福祉協議会	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体期間を見込むと2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	福島第一原子力発電所の事故により被災した社会福祉協議会の代替施設として整備するものであり、避難先における町民の生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠な施設である。
71	いわき市平豊間地区	いわき市平豊間字榎 町4-1、58-2、73-1、 74、柳町118、138、	いわき市	店舗·事務所·工	435.13	2015	3 2	26 2	017	3 2	26	鉄骨 造	1	2	4	飲食店等	であり、当該土地区画整理事業における基盤整備が2017年度中の完	地震・津波により被災した店舗・事 務所・工場の代替として整備された 仮設建築物であり、住民の日常生
		139、140				2017	3 2	25 2	019	3 3	31						了を予定していることから、その後 の移転に係る期間(1年間と想定) を含め、2019年3月まで当該仮設建 築物は必要であるため。	め、必要不可欠である。
	応急仮設特別養護 老人ホーム オン	いわき市平荒田目字	(社)博文会	特別養護老人	5,658.39	2016	5 (31 2	018	5 3	31	鉄骨 造	2	1	1	(社)博文会	人居事業者の元事業所は2023年3 月に避難指示が解除される特定復 興再生拠点区域内である。解除後 についても、帰還者の見通しは予 測できず、また依然として避難先で	当該施設は地震等で被災した高齢 者福祉施設の代替として整備され た仮設建築物であり、高齢者の日
	フール双葉	中田40	(浪江町)	ホーム	0,000.00	2018	5 (30 2	026	3 3	31			·	·		生活をされている町民が大半を占める中で、事業者は元事業所での事業再開の判断ができない状況である。当町では、現在、浪江町復興計画【第三次】において復興業務を	常生活に必要なサービスを提供するために必要不可欠である。
73	白河都市環境セン	白河市鷹ノ巣2-1	白河市	汚物処理場	57.60	2012	7 2	23 2	014	4	1	鉄骨 造	1	1	1	白河市	放射性物質が混入しているため、 場内に仮置きの状態で保管してい る。対策として乾燥機を導入し減量 化を図っているが、その仮置汚泥	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し
/3	ター	口州印鳫/米2-1	口判印	分物处理场	07.00	2014	3 (31 2	022	3 3	31			1		□ / ^µ J ∏	あり、現在も汚泥搬出が出来ていない状態であり、今後の汚泥処理 方法が決まっていないため、全量	たため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭や拡散防止の観点から原発からの放射線の影響がな

	◇対象とはる心心以前	没建築物一覧(福島県復 ┏	是兴推進計 門/			净筑甘	準法によ	- Z	壮 丰 (1	列による								
亚口	7+ 笠	=C /- 1th	元七夬(佐田夬)	m.v.	延床		無知に。 続期間	`@		用期間			構造規	規模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)					期、下段:約		構造	階数	棟数	区画数	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
74		白河市大信増見字下 川原11-7	浪江町	事務所、店舗、作業場、工場	164.68	年 2013 2016			2016		21	鉄骨 造	地上	2	1	いかりや商店	現在、当事業者で事務所を白河市内に本設中であり、2021年3月には物品の移動等を含め仮設建築物の撤去が完了する予定であった。しかし事務所本設の工期が予定より遅れているため、仮設建築物の内部整理、解体が完了する2022年3月まで活用期間の延長が必要である。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
75	須賀川市役所仮設 庁舎	須賀川市牛袋町12	須賀川市	事務所	1,926.03	2012					11	鉄骨 造	- 2	1	1	須賀川市職員	被災した須賀川市役所は、解体し 改築する計画であり、2015年8月からの工事期間が2017年3月までとされている。その後の移転期間等を 含め再建が可能な期間である2017年9月まで当該建築物は必要であるため。	地震で被災した須賀川市役所の代替として整備された仮設建築物は、住民の日常生活に必要なサービス提供のために必要不可欠である。
76		須賀川市並木町139- 1の一部	須賀川市	小学校	4,064.22	2011				111111111111111111111111111111111111111		鉄骨 造	- 2	8	1	小学生546名、教員	2013年9月から19ヶ月を要する見込	は、教育機会の確保のために必要不可欠である。
77	相双信用組合原釜仮設事務所	相馬市原釜字札ノ沢 90-1	相双信用組合	事務所	85.66	2011			2013			鉄骨 造	- 1	1	1	相双信用組合	被災した相双信用組合相馬港支店 は、津波により流出しており、移転 して再建する計画であり、現在建築 工事を進めている。工事期間として	津波で被災した相双信用組合相馬 港支店の代替として整備された仮 設建築物は、住民の日常生活に必 要なサービスの提供のために必要
78		相馬市中村字本町 132-1	福島県	養護学校	354.64	2011		_	2013			鉄骨 造	- 2	1	1	相馬養護·富岡養護 学校生徒·職員約150 名	の移転新築を計画しており、新校舎 の開設までは既存の校舎及び仮設	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された居住制限区域内にある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要

	◇対象となる応急仮記	<u> </u>	夏興推進計画)	•					41 =									
亚口	建筑版の夕折	ᇎᄼ	元士老/竺珊老》	ш.	延床		i 注 注期間	る		による 期間			構造規	見模		】 入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称 	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m²)	(上段:始期 年	人下段:終 月		上段:始期 年			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
79		相馬市大野台一丁目	相馬市	物販店舗	524.07	2012			2013			鉄骨 造	1	1	10	大野台郵便局、総合 衣料たちや等の事業	被災した店舗があった場所については、建築制限区域として居住制限を受けており、移転を余儀なくされている。被災した店舗を含む仮設住宅居住者の移転は、各自移転	津波で被災した沿岸住民が営業していた店舗の代替として整備された 仮設建築物は、住民の日常生活に
73	市大野台)	1–13	AD will	TO ALC LIM	024.07	2013	9	30	2022	3	31			·	10	者	先をみつけ再建を進めていくが、新たな移転先の確保が困難なことや資金確保の必要もあることから、概ね2022年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。	必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
80	松川港仮設郵便局	相馬市尾浜字牛鼻毛	日本郵便㈱	郵便局	87.07	2012	1	27	2014	1	19	鉄骨 造	1	1	1	松川港郵便局	被災した松川港郵便局は、現在設 置場所も含めて、再建方法の計画 中であり、再開を2015年3月を目標 としており、再建が可能な2015年3	津波で被災した松川港郵便局の代替として整備された仮設建築物は、 住民の日常生活に必要なサービス
		01-9				2014	1	18	2015	3	31						月まで当該仮設建築物は必要であるため。	の提供のために必要不可欠であ る。
81	仮設老人福祉施設	相馬市大野台二丁目	福島県	高齢者福祉施設	298.16	2012	2	27	2014	2	2	鉄骨 造		1	1	相馬市	仮設老人福祉施設として地域での 団らんやコミュニティ活動の維持の ために活用しており、被災高齢者等	
	(相馬市大野台)	2-6	旧四八		200.10	2014	2	1	2022	3	31			, i	, ,	TIL MY (1)	続くか見通しがないため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	なサービスの提供のために必要不
82	相馬市仮設災害廃	相馬市光陽2丁目1番	相馬市	災害廃棄物中間	777.27	2012	8	23	2013	10	1	鉄骨 造	_ 1	5	1	相馬市		るものとして災害廃棄物中間処理 施設を建設したものであるが、全
	棄物中間処理施設	12		<u></u> 処理施設		2013	9	30	2018	3	31						を2018年3月を目標としており、処理が終了する2018年3月まで当該	壊、流出しなかった家屋等において もその後、使用不能と判断され解 体せざるを得ない状況となったもの もあり、当初予定より多くのガレキ が発生し処理しなければいけない ため、ガレキ処理が完了するまで は必要不可欠となっている。

	◇対象となる心态以 記	段建築物一覧(福島県復 	5 <u>央</u> 推進計画/		延床		基準法に			例による	5		構造規	増				
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積		系続期間 計 下段		活 (上段:始	用期間	終期)		階数		区画数	入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
					(m³)		月			月		構造	地上	棟数	(入居者数)	(争未有力)	冶用朔间 故足の连由	とい記り
83			ふくしま未来農業協		600.00	2012	2 10	15	2013	3 10	1	鉄骨 造	- 1	1	1	ふくしま未来農業協同組合	農作物の放射線量を測定するため 一時的に整備した施設であるが、 原子力災害対応の終了の見通しが 立っていないことから、放射線量測	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し
	性物質測定施設	310	同組合	施設		2013	3 9	30	2022	2 3	31					和日	定の当面の期間を2022年までと設 定しているため。	たため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。
84		相馬市柚木字石橋	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2013	3 3	27	2014	1 2	14	木造 造	1	1	1	相馬市	当施設は地域の団らんやコミュニティ活動の維持に活用しており、被災高齢者等の仮設住宅等での生	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	(相馬市柚木)	247	IMPG/K		2002	2014	4 2	13	2022	2 3	31		·	•	·	12 119 11	活がいつまで続くか見通しがたっていないことから、概ね10年間(2021年度)は支援を継続するため。	なサービスの提供のために必要不可欠である。
85	仮設作業員宿泊施 設(相馬市災害廃棄	相馬市原釜字札ノ沢 96番1、118番1、118番	日起建設㈱	宿泊施設	887.78	2013	3 1	28	2014	1 12	27	鉄骨 造	2	2	1		地震、津波で被災した建築物等の ガレキ処理のための一時的な施設 である処理施設に従事する作業員 のための施設であり、処理が完了	市内の宿泊施設が被災により廃業、休業し受入規模が激減しているが、建設作業員の急増による宿
	物中間処理業務従 事)	2、字南戸崎71番2	- (Carla)(ii)	1272/022		2014	4 12	26	2018	3 3	31			_	·		する2018年3月までは、処理施設と同様に当該仮設建築物も必要であるため。	泊施設の不足に対応するため、そ の不足分を補う代替施設として仮 設宿泊施設を建設したものである。
86	相馬市仮設南庁舎	相馬市中村字大手先	相馬市	庁舎	535.49	2013	3 1	18	2014	1 12	1	鉄骨 造	2	2	1	相馬市	被災した相馬市庁舎は、現在移転 計画があり、再建に向けて現在設 計業務を行っている。計画では再 建を2019年3月までには再開したい	地震で被災した相馬市庁舎の代替 として整備された応急仮設建築物 は、住民の日常生活に必要なサー
		13	12.77	,, =		2014	4 11	30	2019) 3	31				·		と考えており、再建が可能な2019年 3月まで当該仮設建築物は必要で あるため。	ビスの提供のために必要不可欠で
87	放射性物質測定施	相馬市尾浜字追川	相馬双葉漁業協同		68.72	2013	3 6	10	2014	1 9	25	軽量 鉄骨	1	1		相馬双葉漁業協同組	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により海産物への影響が心配 される中、放射線量を測定するため に整備された施設であり、本来は水 産業共同利用施設内に設置される	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し
	設	196	組合	施設	30.72	2014	4 9	24	2017	7 3	31		, 	•		合·漁業者	ものであるが、震災により全壊したため、解体し改築を行っている最中であり、その再建が可能な2017年3月まで、当該仮設建築物は必要であるため。	たため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。放射線への不安払拭の観点から原発からの放射線の影響がなくなるまでは必要不可欠である。

	◇対象とはる心思収記	投建築物一覧(福島県復 	是兴推進計 問)		延床		準法による	5		による			構造規	目描				
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積		続期間 朝、下段:終	期) (上		用期間 朝、下段:終:	期)	144.74	階数		区画数	入居者名 (_{事業者名)}	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
					(m²)	年	月 F			月 E		構造	地上	棟数	(入居者数)	(サネロロ)	石川州門欧足び空田	C076JU91
88	安達運動場仮設住宅診療所	二本松市油井字石倉 107他	福島県	診療所	172.87	2011	12		2013		31	鉄骨 造	- 1	3	1	浪江町	いるが、4月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われた。浪江町復興計画【第一次】において、2017年3月の避難指示解除を想定	原子力災害により医療関係者を含め、町全体が避難を余儀なくされているが、仮設診療所は仮設住宅においても迅速な医療提供体制及び身近な医療機関の代替機能を確保するために設置した施設であり、必要不可欠である。
89	安達運動場仮設住宅	二本松市油井字石倉 107	浪江町	理髪店·美容院	87.13	2012			2014		18 30	軽量 鉄骨	- 1	1	2	浪江町美容組合	2018年3月末で入居者が全員退去 する予定であり、解体に必要な期 間を見込んで、2018年9月末まで活 用期間の延長が必要となる。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
90	浪江町サポートセン ター杉内	二本松市西勝田字杉 内235	福島県	高齢者福祉施設	299.36	2012	2	7 2	2013	10	1	木造 造	- 1	1	1	NPO jin	サポートセンターの運営は2016年 度をもって終了したが、解体に必要 な期間を見込んで、2018年9月末ま	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不
						2013	9 :	30 2	2018	9	30						で活用期間の延長が必要となる。	可欠である。
91	浪江町サポートセン ター安達	二本松市油井字石倉 107他	福島県	高齢者福祉施設	296.45	2012		+	2013		30	木造 造	1	1	1	(社)博文会	サポートセンターの運営は2016年度をもって終了したが、解体に必要な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不 可欠である。
		二本松市郭内二丁目				2011	9	15 2	2013	9	15	鉄骨 造				浪江高校生徒·職員	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された帰宅困難区域内に
92		347-1(安達高等学校 内)	福島県	高等学校	352.83	2013	9	14 2	2017	7	31		2	1		約50名	校することとなっており、解体を見 据え2017年7月まで延長する。	ある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保に必要不可欠 である。
93		二本松市油井字石倉	浪江町	内部被ばく検査	128.09	2014	3	24 2	2015	4	1	木造 造	- 1	3	1	浪江町	れる診療所への移転及び仮設診療	原子力災害で被災した診療所施設の一部機能の代替として、避難して
	カウンター施設	107他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	施設		2015	3	31 2	2018	3	31						所の解体の期間を考慮し、2018年3 月まで活用期間を延長する。	必要不可欠な施設である。
94	二本松市原セ諏訪	二本松市原セ諏訪 422の一部、423の一	飯舘村	仮設工場	427.59	2016	3	11 2	2018	3	11	鉄骨 造	1	1	1	(株)伸クリーン	原子力災害による避難を余儀なくされている中、2017年3月の避難指示解除を想定し、いいたてまでいな創生総合戦略においては、2020年	地震・原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備されたも
		部、435の一部	WA 06 13		727.50	2018	3	10 2	2021	3	31		'	'	,	NAME OF THE PARTY	度末までに帰還希望者の100パーセント帰還を目指すとしていることから、それまでの間存続が必要である。	

	◇対象となる心心収録	设建築物一覧(福島県復	5典推進計画)		延床	建築基準 存続		:る		による 期間			構造規	視模		3 E * 6		カ(() 連絡 () の () 特 () でも フェ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)	(上段:始期	、下段:終		上段:始期	1、下段:終		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	. 入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であることの説明
95		二本松市上竹一丁目 204-3	浪江町	事務所・工場	504.19	2015	3		2017	3		鉄骨 造	1	1	1	浪江ハーネス(株)	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
						2017	3	2	2026	3	31						判断をすることとなるため、計画の 見直し時期である2026年3月まで活 用期間の延長をしたい。	
96		南相馬市原町区高見 町1-5	福島県	高等学校	2,375.51	2012	7	3	2014	7	1	鉄骨 造	2	2	1	小高工業高校生徒・	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮 設校舎を設置したが、今後の除染 の状況や工事計画策定等に時間を	
	仮設校舎	ш] 1-5				2014	6	30	2022	3	31					職員約380名		備されており、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
97	仮設事務所(用伯馬	南相馬市原町区北原 字大塚25-1,25-2,25-	浪江町	事務所	518.04	2012	9	7	2014	8	25	鉄骨 造	2	2	6	インテリアしんがい、	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
97	市原町区)	子人塚25-1,25-2,25- 3	, 及, 工 叫	争伤川	316.04	2014	8	24	2021	3	31		2	2	0	ウエダ建設他事業者	であり、事業所有用又援を 行ってこれを実現させる時期として いる2021年3月まで事業再開支援 に必要なため活用期間を延長す る。	
98		南相馬市原町区高見	福島県	高等学校	244.01	2012	10	5	2014	7	1	鉄骨 造	1	10	1	小高工業高校		当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備 区域内にある校舎の代替として整
	校仮設部室·駐輪場	町1-5		12.3.1		2014	6	30	2022	3	31						要するため、概ね10年間(2021年	備されており、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
99		南相馬市原町区西町3丁目380番地(福島	福島県	高等学校	1,177.48	2013	1	17	2014	11	1	鉄骨 造	2	2	1	小高商業高校生徒・	原子力災害により避難を余儀なくされ、小高区から離れた原町区に仮 設校舎を設置したが、今後の除染 の状況や工事計画策定等に時間を	当該仮設建築物は、原子力災害により指定された避難指示解除準備 区域内にある校舎の代替として整
	校仮設校舎	県立原町高等学校校 内)	, mmy 217	12.3.1.16	.,	2014	10	31	2022	3	31		_	_		職員約170名	要するため、概ね10年間(2021年	備されており、教育機会の確保の ために必要不可欠である。

		设建築物一覧(福島県復 			延床		集法によ 売期間	:る	特例 活用	による 月期間			構造規	視模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (㎡)	(上段:始期			上段:始期	1、下段:約		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由 活用期間設定の理由	との説明
100	仮設高齢者等サポート施設(南相馬	南相馬市鹿島区寺内	福島県	高齢者福祉施設	310.77	2011	12					木造 造	1	1	1	(社)南相馬市社会福	仮設高齢者等サポート施設として 地域での団らんやコミュニティ活動 の維持のために活用しており、被災 高齢者等の仮設住宅等での生活	
100	市鹿島区)	字三里1-21	福	同即有 伸扯	310.77	2013	10	20	2022	3	31		1	'	1			なサービスの提供のために必要不
101		南相馬市原町区上太	浪江町	工場	155.86	2013	3	26	2015	3	20	鉄骨 造	1	1	2	ヤマショウ建築、鈴木	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。 現在、当町では浪江町復興計画	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
101	原町区上太田)	田字陣ヶ崎212−1	/ 及/ L Ψ]	工场	133.60	2015	3	19	2026	3	31		•	1	Z	建築		再開支援に必要不可欠である。
102	似敌伯沿他敌(肖伯	南相馬市原町区本陣前一丁目57-1、58-1、	浪江町	宿泊施設	581.16	2014	3	24	2016	3	24	木造 造	2	1	1	木幡荘	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の人口、需要等を鑑みると、町内での事業再開の見通しは立っていない。今後中心市街地の整備や観光コンテンツの整備が進み、事業者が町内での再開を判断できる状況となるまで	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
102		60-1	/////	III /II /III	001.10	2016	3	23	2026	3	31		-		·		は活用期間の延長が必要である。 現在、当町では浪江町復興計画 【第三次】の策定中であり、当該計 画の進捗・成果を踏まえて上記の 判断をすることとなるため、計画の 見直し時期である2026年3月まで活 用期間の延長をしたい。	再開支援に必要不可欠である。
100	仮設工場(南相馬市	南相馬市原町区信田	<u></u> ★ ★ m-	工 坦	000.00	2014	1	10	2015	12	30	鉄骨 造	4		4		原子力災害の避難指示により帰還の目途が立っていない状況にあることから、大熊町第二次復興計画	
103		沢字尼ヶ折90-1	大熊町	工場	606.80	2015	12	29	2018	3	31		ı	'		株式会社共栄工業	において復興拠点のインフラ整備の完了目標としている2018年3月までの間、避難者の雇用の確保を確実に行う必要があるため。	者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。

	◇対象となる心忌収記	<u> </u>	<u> </u>																
	74. 答 to 0 2 45	=c /. .u.	元七老/佐四老)	m./s	延床		基準法に F続期間			例による 用期間				構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)		期、下段		(上段:始 年	問、下段 月			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
104	仮設工場(南相馬市 原町区上太田)	南相馬市原町区上太 田字陣ヶ崎243-1	浪江町	工場	164.03	2014							予 造	1	1	1	マコト板金工業所		地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
		ш] 4 / ғij2+о 1				2016	6 4	29	2026	3	31	1						【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	
105	仮設事務所等(南相		浪江町	事務所∙作業場	274.90	2014	4 6	13	2016	6	13	3 鉄電	骨 造	. 1	1	3	松本材木店・豊工業	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
	馬市原町区中太田)	田字天狗田48-1		7300 11 20	27 1.00	2016	6 6	12	2026	3	31	1		·	•	Ç	(株)・岩野建材		再開支援に必要不可欠である。
106	仮設事務所等(南相	南相馬市原町区牛来 字出口93-1·128-3·	浪江町	事務所∙作業場	127.98	2014	4 7	15	2016	3 7	15	5 鉄電	骨 造	1	1	1	脇坂工業	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画	
		129-2	18/ 2 -1	7100 IF A-100	127.00	2016	6 7	14	2026	3	31	1		·	•	·		【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	再開支援に必要不可欠である。
	内廃棄物処理業務・	一市、491-1の一市、	JFEエンジニアリン	宿泊施設	2,225.04	2014	4 10	15	2017	7 1	15	5 鉄電	骨 造	. 1	1	1	JFEエンジニアリング	本仮設作業員宿泊施設は、地震・ 津波災害の災害ガレキ等を処理す る仮設減容化施設(仮設焼却施設) の運転に従事する作業員のための 施設である。仮設減容化施設があ る南相馬市小高区は、当分の間、	仮設減容化施設を建設した南相馬
	物代行処理業務(減	491-2の一部、491-3 の一部、491-6の一 部、491-7、491-12	グ株式会社	16 / H // CDX	2,220.04	2017	7 1	14	2021	1 3	31	1		•	•		株式会社	宿泊施設を確保することができない	を確保できないことから、その代替 施設として本施設を建設したもので ある。

	▽対象となる心心以	段建築物一覧(福島県復	5. 类推進計画/															
番号	 建築物の名称	所在地	 所有者(管理者)	用途	延床 面積		準法による 売期間	る		川による 用期間			構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
田石	建業物の石材 	別 任地	別有名(官理名)	用逐	回復 (m²)		駅、下段:終 月			ルト段:終其 月 日		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
108	南相馬市仮設焼却	南相馬市小高区角部 内字入羽和形21番2、	JFE·日本国土特定 共同企業体	災害廃棄物焼却	21,082.35	2015			2017			鉄骨 造	1階 (管理 - 棟	18	1		南相馬市の汚染廃棄物対策地域 内で発生した津波がれき等の災害 廃棄物を処理するための施設であ り、処理すべき廃棄物量が膨大で	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄
		116番2、133番1	711722711	処理施設		2017	6	13	2021	3 3	31		は、2 階)		·	同企業体	あることから、2020年3月まで当該 仮設建築物を運営し、解体期間を 見込むと2021年3月末まで必要で あるため。	物処理施設の一部機能を代替する 施設として必要不可欠である。
						2015	6	2	2017	6 2	24	鉄骨 造					本仮設作業員宿泊施設は、災害廃棄物等を処理する仮設焼却施設の運転に従事する作業のための施	
109		福島県南相馬市原町区金沢字鳥井沢104	日立造船株式会社	a 宿泊施設	4,326.24								2	9	1	日立造船株式会社東	泊施設が、東日本大震災により廃	域に設定され、宿泊施設の復旧作業が進まず、作業員が宿泊できる
		の一部	東北支社		·											北支社	後も引き続き、宿泊施設を確保できない状態であるため、少なくとも焼	宿泊施設を確保できないことから、 その代替施設として建設したもので
						2017	6	23	2024	3 3	31						対処理元子が見込まれる2023年度 末までは仮設作業員宿泊施設が必要であるため。	あり、現状でも必要不可欠である。
						0016	4	00	0010	0 0	ا	軽量 造					2017年3月に町内の一部が避難指 示解除となったが、現在の居住人	
110	南相馬市原町区北	南相馬市原町区北新	 	 	88.91	2016	I	28	2018	3 2	25	軽量 鉄骨	2	1	1	(有)アクツ	口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。 現在、当町では浪江町復興計画	当該施設は地震や原子力災害で 被災した事業者の代替施設として
110	新田地区仮設施設	田字五反田225-2	及江町	1F未物· 争协的 	00.91									'	'	(有)プラフ	【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の	整備され、事業再開支援に必要不可欠である。
						2018	3	24	2026	3 3	31						判断をすることとなるため、計画の 見直し時期である2026年3月まで活 用期間の延長をしたい。	i
		南相馬市原町区雫字				2015	10	15	2017	10 3	31	鉄骨 造					八店事ま有の元事ま所は2023年3 月に避難指示が解除される特定復 興再生拠点区域内である。解除後	
111		野田高川原町区下子 蛭沢292-1・292-13の 一部及び同区雫字上	 浪江町	┃ ┃ ┃事務所・作業場	477.49								1	1	2	平成建設(株)、勝山	についてもどれだけの町民が帰還 するか見通しも立たない中で、事業 者は元事業所での事業再開の判	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
		江253-6・253-15・ 253-18の一部				2017	10	30	2026	3 3	31					工業(株)	断ができない状況である。当町では、現在、浪江町復興計画【第三次】において復興業務を進めており、当該計画の進捗やそれによる成果により、事業者が再開を判断	再開支援に必要不可欠である。
112		南相馬市小高区角部 内字入羽和形21番2、	JFE·日本国土特定		15,355.16	2016	6	2	2018	7	1	鉄骨 造	1階 (管理 - 棟	18	1	JFE·日本国土特定共	南相馬市内の津波がれき等の災害 廃棄物を処理するための施設であ り、処理すべき廃棄物量が膨大で あることから、2020年3月まで当該	震災により膨大に発生した災害廃 棄物を処理するため、従前の廃棄
112	施設(代行炉)	65番3、66番6、133番1	共同企業体	<u>処理施設</u>	19,399.10	2018	6	30	2021	3 3	31		で は、3 階)	10		同企業体	応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	物処理施設の一部機能を代替する 施設として必要不可欠である。

		設建築物一覧(福島県復 			延床		準法による 続期間	5		川による 用期間			構造	規模			理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)	(上段:始持	期、下段:終		上段:始其			構造	階 地_	数 棟数	区画数 (入居者	(事業者名)	- 埋 田 活用期間設定の理由	との説明
113	福島県立保原高等 学校仮設校舎	伊達市保原町字元木 23	福島県	高等学校	3,704.21	2011			2013			鉄骨 造	2	3	1	保原高校生徒·職員 約850名	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する 2014年9月まで当該仮設建築物が	当該仮設建築物は、地震で被災し た校舎の代替として整備されている ものであり、教育機会の確保に必
						2013	10	16	2014	9	30					W1000 F	必要となるため。	要不可欠である。
		伊達市梁川町字菖蒲 沢21-1他4筆	伊達市	小学校	2,951.95	2012	6	21	2014	3	1	軽量 造鉄骨	2	2	1	教師23名、生徒460名	被災した梁川小学校は、解体し改 築する計画で、工期に約24ヶ月の 期間を要するため、再建が可能な	地震で被災した梁川小学校の代替 として整備された仮設建築物は、教 育機会の確保のために必要不可欠
	仪似					2014	2	28	2015	3	31						2015年3月まで当該建築物は必要であるため。	である。
115	福島県立保原高等	伊達市保原町字元木	福島県	高等学校	98.96	2012	7	18	2013	7	18	鉄骨 造		1	1	保原高校	被災した校舎は解体・改築する事 業計画であり、事業が完了する	当該仮設建築物は、地震で被災した校舎の代替として整備されてお
113	学校仮設倉庫	23	旧齿尔	同等于权	96.90	2013	7	17	2014	9	30				'	床 原同议	2014年9月まで当該仮設建築物が 必要となるため。	り、教育機会の確保のために必要不可欠である。
						2015	3	9	2017	3	9	鉄骨 造					2017年3月の避難指示解除を想定 しているが、震災以前のような生活 環境はまだ整っていないため、浪江	
		伊達市保原町字野崎	浪江町	事務所∙作業場	59.54								1	1	1	室原川·高瀬川漁業 協同組合		地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
	休原 叫)	8-1				2017	3	8	2021	3	31					肠问粗苦	行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	再開支援に必要不可欠である。
			JFEエンジニアリン			2015	1	28	2017	1	20	鉄骨 造					東京電力福島第一原子力発電所 事故により発生した伊達地方衛生	
117		 伊達市霊山町石田字	グ㈱(伊達地方衛生 処理理組合)(17棟) 奥村・株木・森本特	除染廃棄物中間	17,900.94	2010		20	2017	7	20	У Н Е	2	20	3	JFEエンジニアリング 株式会社、伊達地方 衛生処理組合、奥村・	処理組合管内の除染廃棄物の中間処理のため整備された処理施設であるが、処理すべき量が甚大で	来物を処理するにめ、促削の廃来
117		笹平11-1、他31筆	定建設工事共同企 業体(環境省 福島 地方環境事務所)(3	<u>処理施設</u>	17,000.01	2017	4	28	2020	3	21					株木·森本特定建設工事共同企業体	あり、計画では処理完了後、解体を見越して2020年3月末を目標としており、それまで当該仮設建築物は	物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
			棟)			2017		20	2020	J	01						必要であるため。	
	本宮市運動公園み					2012	2	10	2013	9	24	木造 造					サポートセンターの運営は2016年 度をもって終了したが、解体に必要	地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備された仮設建築
	んなの原っぱ	本宮市高木字黒作1	福島県	高齢者福祉施設	289.84	2013	9	23	2018	9	30		1		1	NPO jin	な期間を見込んで、2018年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	物は、高齢者等の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
	福島県立浪江高等	本宮市高木字井戸上				2012	8	28	2014	7	9	鉄骨 造				浪江高校生徒・職員	原子力災害により避難を余儀なくされている。2017年3月末をもって休	より拍正されに店住制限区域内に
	学校サテライト校仮 設校舎	45の一部	福島県	高等学校	939.22	2014	7	8	2017	7	31		2	2	1	約100名	校することとなっており、解体を見 据え2017年7月まで延長する。	ある校舎の代替として整備されており、教育機会の確保のために必要 不可欠である。

	◇対象となる応急仮認	<u>設建築物一覧(福島県復</u>	夏興推進計画)															
77 D				m.v.	延床		準法による 続期間	5	特例に活用	こよる 期間			構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)		期、下段:終: 月 日			下段:終期		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
120	仮設美容院(本宮市 荒井)	本宮市荒井字恵向 121-6	浪江町	美容院	59.54	2014	3	6 20		2 29	9 鉄電	予 造	- 1	1	1	かとう美容室	仮設住宅の供与期間が2020年3月 末まで延長され、その間、避難先に おける町民の生活を支えるととも に、事業者の事業再開支援に当該 仮設建築物が必要であるため。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業 再開支援に必要不可欠である。
121	桑折駅前仮設住宅高齢者サポート拠点	伊達郡桑折町字東段 30	桑折町	高齢者福祉施設	289.12	2012	2)13	10 14	4 木道	告 造	- 1	1	1	(社)桑折町社会福祉 協議会	仮設住宅や災害公営住宅に居住する高齢者等の日常生活に必要なサービスを提供するために必要な施設であり、代わりの福祉施設となる桑折町の庁舎が完成するまでは	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要 なサービスの提供のために必要不
122		伊達郡国見町大字徳 江字上悪戸24他	福島県	下水汚泥テント	28,150.50	2012		26 20 20 30 20	014	3 3		子 造	- 1	100	_		下水汚泥に放射性物質が含まれていることから、汚泥の引受を拒まれ、敷地内に保管することとなり、近隣への汚泥臭の拡散防止のため、保管用テントを設置した。現在でも、これらの汚泥の引受先の目途が立っておらず、放射性物質を含んだ汚泥は日々発生し続けており、全量搬出完了まで相当の期間を要することから引き続き保管していく必要があるため。	た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し たため、その機能を代替するものと して当該建築物を建設した。放射線 への不安払拭の観点から中間貯蔵
123	山木屋地区地域安 全パトロール隊事務 用仮設ハウス	伊達郡川俣町字樋ノ 口10番地の一部他	川俣町	事務所	38.89	2012			014	5 18 5 1		音 造	- 1	1	1	川俣町緊急雇用臨時職員(山木屋地区地域安全パトロール隊)	震災に伴い発生した原子力災害により、山木屋地区が計画的避難区域となり、全住民が避難を余儀なくされる。避難区域再編の協議中であり、復興計画にも解除見込時期等も明記されていないが、町として概ね10年間存続させる必要があると考えており、この状況において、地区の安全を守るための地域パトロール隊事務所として当該仮設建築物は必要であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、計画的避難区域住民の財産を守るための拠点として必要不可欠である。
124		伊達郡川俣町字樋ノ 口10番地の一部他	川俣町	事務所	54.24	2011		10 20		7 1·		争 造	- 1	2	1	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを 行っているが、入札不調等により、 鍵の引き渡しが2016年9月20日に 行われたため、今後予定する付帯 工事、移転期間等を考慮し、2017 年3月まで当該仮設建築物が必要 であるため。	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。

		設建築物一覧(福島県復 			延床		基準法に。 続期間	よる		列による 用期間			構造規	視模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)		期、下段:		(上段:始	期、下段:終		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
		伊達郡川俣町飯坂字	飯舘村	小学校	3,053.18	2012	2 9	3	2014	7	1	鉄骨 造	2	8	1	飯舘村小学生	原子力災害により避難を余儀なくされ、帰還の目途が立たない状況下	舘村内小学校の代替施設として整
120	仮設校舎	上中居30-2,31-2	DX 0611	7.7-12	0,000.10	2014	ا 6	30	2023	3	31			Ů	,		にある生徒の適正な教育機会を確保する必要があるため。	備したもので、教育機会の確保の ために必要不可欠である。
100	川俣町放射性物質	伊達郡川俣町大字東		± 75 €C	01.00	2012	2 9	14	2014	9	11	鉄骨 造				かべ/11古福市米聯号	震災に伴い発生した原子力災害により、食品中の放射性物質に対する不安が増大する中、原子力災害の収束の目途は立っていない。原発事故の収束時期を勘案すると概	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、町
126	検査センター	福沢字万所内山2-3	川俣町	事務所	81.86	2014	9	10	2022	9	10			2	2	絆づくり応援事業職員	ね10年間は存続させる必要がある と考えており、町民の食の安全を守 り、不安を払拭するため検査施設と しての当該仮設建築物は必要であ るため。	民の食の安全の確保、健康維持のため必要不可欠である。
		伊達郡川俣町字樋ノ	川俣町	公民館	79.67	2013	3 4	1	2014	10	1	鉄骨 造	1	2	2	川俣町職員	地震で被災した庁舎の建て替えを 行っているが、入札不調等により、 鍵の引き渡しが2016年9月20日に 行われたため、今後予定する付帯	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行
	設第2研修室	口11番地の一部	, , , , ,			2014	l 9	30	2017	3	31				-		工事、移転期間等を考慮し、2017 年3月まで当該仮設建築物が必要 であるため。	政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
		伊達郡川俣町字樋ノ	川俣町	公民館	76.34	2014	l 3	18	2016	2	24	鉄骨 造	1	1	2	川伊町聯昌	地震で被災した庁舎の建て替えを 行っているが、入札不調等により、 鍵の引き渡しが2016年9月20日に 行われたため、今後予定する付帯	地震で被災した役場庁舎の代替として整備された仮設建築物は、行
	议员第3研修至"似 設第4研修室	口11番地の一部	川沃叫	公氏貼	70.34	2016	5 2	23	2017	3	31			'	2	川俣町職員	工事、移転期間等を考慮し、2017 年3月まで当該仮設建築物が必要 であるため。	政事務の執行及び住民サービス提供のため必要不可欠である。
129		安達郡大玉村玉井字	福島県	高齢者福祉施設	288.18	2013	3 2	1	2013	10	15	木造 造	1	1	1	伸生双葉会	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了しており、解体期間 を見込んで2020年3月末までの延	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
.20	ポート拠点	上額沢26-3	(BH)/K		200.10	2013	3 10	14	2020	3	31		·	·			を見込んで2020年3月末までの延長が必要であるため。	なサービスの提供のために必要不可欠である。

		設建築物一覧(福島県復 			延床		準法に。 続期間	はる		別による 用期間			構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (㎡)				(上段:始	期、下段:総		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
130		安達郡大玉村字横堀	福島県	診療所	167.08	2012	2	9	2013	12	1	鉄骨 造	_ 1	3	1	富岡町職員他5名	原子力災害により医療関係者を含め町全体が避難を余儀なくされているが、3月に避難指示区域及び警戒区域の見直しが行われたとはいえ、未だ多くの住民がいつ帰還・居住できるか分からない状況にある。	め、町全体が避難を余儀なくされて
100		平158-10	田山 八	112 JA [7]	107.00	2013	11	30	2017	3	31			ŭ	·		少なくとも富岡町災害復興計画で 定める帰還年度(2017年度)開始ま	身近な医療機関の代替機能を確保 するために設置した施設であり、必
131		安達郡大玉村玉井字	富岡町	事務所	95.72	2012	3	28	2014	1	1	軽量 鉄骨	1	1	1	富岡町職員3名	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での	して整備された仮設庁舎は、住民
131	仮設庁舎	台45-1他	員 [⋓] ਘ]	争伤的	93.72	2013	12	31	2018	3	31] '		'	苗	住民サービスの提供に必要であるため。	の日常生活に必要なサービスの提供に必要不可欠である。
132	安達太良応急仮設 住宅内仮設施設 富	安達郡大玉村玉井字	富岡町	店舗	102.27	2012	7	26	2014	7	14	鉄骨 造	1	1	3	合同会社富岡さくらの	仮設住宅の供与期間が2018年3月 まで延長され、その間、避難先での	原発事故で被災した店舗の代替と して整備された仮設建築物は、企 業活動継続や住民の日常生活に
132	岡さくらの郷 えびす こ市場	横堀平158番10 	田川川川	/CI AHI	102.27	2014	7	13	2018	3	31		'	'	3	郷	住民サービスの提供に必要であるため。	必要なサービス提供のために必要 不可欠である。
		岩瀬郡鏡石町中央1-	鏡石町	小学校	3,800.74	2011	12	22	2013	12	1	鉄骨 造	2	2	1	児童及び教諭	被災した鏡石町立第一小学校は、 2012.6から解体し、2012.12からは 災害復旧事業により、2014.1完成	地震で被災した第一小学校の代替 として整備された仮設建築物は、児
100	校仮設校舎	1,22-2,259-1,259-2	ᇖᇿᆡᆸ ᆈ	7.71%	3,000.74	2013	11	30	2014	3	31			2	·		予定で建築工事を実施しているため、2014.3まで当該仮設建築物は 必要であるため。	童の教育の場として必要不可欠で ある。
	高田工業団地地域	大沼郡会津美里町字	l= ± .5			2011	12	28	2013	12	13	木造 造				 (福)楢葉町社会福祉	サポートセンターの運営は2017年 度をもって終了する予定であり、解 体に必要な期間を見込んで、2018	当該施設は地震等で被災した高齢者福祉施設の代替として整備され
	高齢者等サポート拠 点施設	宮里94他	福島県	高齢者福祉施設	291.90	2013	12	12	2018	9	30		1	1	1	協議会	体に必要な期間を見込んで、2018 年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	た仮設建築物であり、高齢者の日 常生活に必要なサービスを提供す るために必要不可欠である。
135	高田工業団地仮設	大沼郡会津美里町字	楢葉町	店舗	40.60	2012	. 3	19	2014	3	19	木造 造	1	1	1	本油ギ田町本工 本	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、その後の解体に必要な期間を見込む	福島第一原子力発電所の事故により被災した商店の代替施設であり、
130	店舗	宮里97	[四天]	泊 舗	49.68	2014	3	18	2018	9	30			1		会津美里町商工会	と2018年9月末まで活用期間の延 長が必要となる。	避難した町民への生活サービスの 提供のために必要不可欠である。
100		大沼郡会津美里町字	₩₩₩	生人元	CE 14	2012	10	5	2014	4	20	木造 造		4	4	松茶町	2018年3月末で当該応急仮設建築物の利用が終了することとなり、そ	福島第一原子力発電所の事故により被災した楢葉町児童館の代替施
130	楢葉町仮設児童館	宮里94外	楢葉町	集会所	65.14	2014	4	19	2018	9	30] '			楢葉町	の後の解体に必要な期間を見込む と2018年9月末まで活用期間の延 長が必要となる。	設であり、子育て支援に必要不可 欠である。

		設建築物一覧(福島県復 			延床		基準法に 基続期間			列による 用期間		構造規	見模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m ^²)	(上段:始		:終期)	(上段:始	期、下段:終	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由 お用期間設定の理由	との説明
137	価島県汲江ひまわり 世偏製体製	西白河郡西郷村大字 小田倉字上上野原2 番2の一部	(社)福島県社会福 祉事業団	保護施設(救護 施設)	1,949.03	2012			2014		鉄骨 造	- 1	3	1	入居者	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	ひまわり荘の代替として整備された
138		西白河郡西郷村大字 小田倉字小田倉原1- 31	浪江町	事務所·店舗·作 業場·工場	164.68	2014			2016		鉄骨 造	- 1	2	1	松永窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
139	仮設事務所等(西白 河郡矢吹町)	西白河郡矢吹町中町 45	浪江町	事務所、店舗、 作業場、工場	159.53	2013			2015		鉄骨 造	- 1	2	1	栖鳳窯	2017年3月の避難指示解除を想定しているが、震災以前のような生活環境はまだ整っていないため、浪江町復興計画【第一次】における本格復興期であり、事業所再開支援を行ってこれを実現させる時期としている2021年3月まで事業再開支援に必要なため活用期間を延長する。	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
140		東白川郡鮫川村大字 青生野字江掘320番 地	環境省大臣官房廃 棄物・リサイクル対 策部	仮設焼却炉用 受入棟・ 事務所棟	393.16	2013		30 30			鉄骨 造	- 2	2	1	環境省 (委託先:日立造船株 式会社)	原子力災害による放射性物質に汚染された農林業系副産物(稲わら、牧草、牛ふん堆肥、堆肥原料落葉)や、住宅除染により発生する除染廃棄物の減容化施設を国が設置し処理を行っており、その事業期間は2015年10月までを予定していることから、解体・撤去期間を含めると2017年3月末まで当該仮設建築物は必要であるため。	た放射性物質は、本来は外部への 飛散がないよう東京電力福島第一 原子力発電所サイト内で厳重に管 理し処理するものであるが、東京電 力福島第一原子力発電所が被災し
141		石川郡石川町字渡里 沢296-8	石川町	除染対策に伴う 土砂保管仮置き 場	260.10	2012					木造 造	- 1	1	1		国が設置する中間貯蔵施設の代替施設であり、中間貯蔵施設の運用開始予定の2015年度まで活用するものであるところ、本施設の活用後の撤去作業に要する期間を考慮すると、2016年9月まで本特例措置を存続させる必要があるため。	原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災し

	◇刈家となる心忌収	設建築物一覧(福島県復	<u> 复兴推進計画)</u>															
平口	Z中 笠 畑 の 夕 チケ	ᇎᄼ	武士老(英理老)	ш.	延床		基準法に。 基続期間	よる		列による 用期間			構造規	見模		入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)					期、下段:約		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
142		田村郡三春町大字熊 耳字南原1,2-2,8,12- 2,26,61-1,61- 2,65,78,79-1,79-5,79- 6,95,96,99-1,106- 1,113,119,120-1,120-	曙ブレーキ工業(株) (管理者:富岡町)	小中学校	2,215.13	2012		31				鉄骨 造	- 2	3		富岡町		育機会の確保のために必要不可欠
		2,146,178-1,179- 1,181,182-1,182- 2,183、字中田 152,153,156				2013	3 11	30	2023	3	31						活用期間の延長が必要である。	である。
140	ᄣᅎᄯᄘᆄᆇ	田村郡三春町柴原字	#8+	rt- 4 -2	100.00	2012	2 2	20	2014	2	1	鉄骨 造			0	* * ~ *	応急仮設住宅の供与期間が2018 年3月まで延長され、その間、住民	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、
143	柴原仮設店舗	芝原80-1他	葛尾村	店舗	106.00	2014	4 1	31	2018	3	31] '	'	6	小売業·美容業	の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	住民の日常生活に必要なサービス の提供のために必要不可欠である。
	VII	田村郡三春町大字狐	#84			2012	2 2	20	2014	2	1	鉄骨 造					帰還困難区域の解除見込時期とさ	
144	狐田仮設店舗	田字沢口102-1	葛尾村	店舗	79.25	2014	4 1	31	2017	3	31		-	1	4	飲食業·理容業	れた2017年3月31日まで当該仮設 建築物は必要である。	住民の日常生活に必要なサービス の提供のために必要不可欠である。
1/15	貝山仮設店舗	田村郡三春町大字貝	葛尾村	店舗	135.83	2012	2 2	20	2014	2	1	鉄骨 造	1	3	12	飲食業·理容業	応急仮設住宅の供与期間が2018 年3月まで延長され、その間、住民	原災で使用不可となった店舗の代替として整備された仮設建築物は、 住民の日常生活に必要なサービス
140	只山	山字井堀田287-1他	 人	/口 ntt	100.00	2014	4 1	31	2018	3	31		'	3	12	以及宋 柱台末	の日常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	の提供のために必要不可欠であ る。
140	坐耳 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	田村郡三春町大字熊	宁 四 m	° \$ #	00.00	2012	2 3	28	2013	9	10	鉄骨 造				Lench 그 모스 소설	仮設住宅の供与期間が2019年3月 末まで延長され、その間、住民の日	原発事故で被災した物の代替とし て整備されたものであり、仮設住宅
146	熊耳ベットンエルダー	田村郡三春町大字熊 耳字南原31-2	富岡町	ペットシェルター	20.88	2013	3 9	9	2019	3	31		- 	2	'	仮設住宅居住者等	常生活に必要なサービスを提供するため活用期間を延長する。	の公衆衛生上、必要不可欠である。
	応急仮設住宅地域 高齢者等サポート拠	田村郡三春町大字熊	福島県	高齢者福祉施設	350.75	2012	2 5	11	2014	2	25	木造 造	1	1	1	(社)伸生双葉会	今般の震災に伴い発生した原子力 災害により避難指示が出され、多く の住民が避難を余儀なくされてい る。こうした状況下で富岡町災害復	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
17/	点	耳字南原1番地	旧四示	101周17日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7	000.70	2014	1 2	24	2017	3	31	_	1	'	,	(注/) [下工//朱五	興計画で定める帰還年度(2017年度以降)開始までは、避難している高齢者等の生活を支援する必要があるため。	なサービスの提供のために必要不可なできる。
	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセ	田村郡三春町柴原字	福島県	高齢者福祉施設	298.11	2012	2 9	25	2013	10	26	木造 造	1	1	1	(社)葛尾村社会福祉	サポートセンターの運営は2020年3 月末をもって終了する予定であり、 解体に必要な期間を見込んで2020	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物は、高齢者等の日常生活に必要
	(る)に付けた。	柴原185-1	個场宗	同断名 伸性爬故	290.11	2013	3 10	25	2020	9	30] '	'		協議会	年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	

	◇対象となる応急仮認	設建築物一覧(福島県復	夏興推進計画)																
₩ □	77 M 44 0 7 Th	-r-+- u.	=r ++ +v / // +m +v \	m.v.	延床		隼法による 売期間			による 期間				構造規	模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)		ル、下段:終期 月 日		段:始期	1、下段:終	·期) 3	棒	造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
149		田村郡三春町大字西 方字石畑487-1	富岡町	集会場	50.00	2011 2013	7	6 2	2013	10	_	丸太組	造	1	1	1	富岡町	年3月まで延長され、その間、住民	原発事故により被災した富岡町内 同施設の代替として整備された仮 設建築物は、被災者支援の観点か ら必要不可欠である。
150	三春の里 みどり荘 (葛尾村サポートセン	田村郡三春町大字柴	葛尾村	高齢者福祉施設	59.33	2013	10 2	26 2	2014	10	26	木造	造	. 1	1	1	(社)葛尾村社会福祉	に帰還できる状況にないことから、	原発事故で被災した高齢者福祉施 設の代替施設として整備された仮 設建築物は、高齢者等の日常生活
100	9一)浴室棟	原字柴原185-1	构化们		33.33	2014	10 2	25 2	2020	9	30			'	'	, ,	協議会	2020年3月までの間、避難先の高	に必要なサービスの提供のために 必要不可欠である。
151		田村郡三春町大字貝	葛尾村	事務所	864.11	2013	8	1 2	2015	8	1	鉄骨	造	2	1	4	葛尾村		原発事故で被災した役場の代替施 設として整備された仮設庁舎は、住
131	張所	山字東表9-2他6筆		争伤机	004.11	2015	7 ;	31 2	2019	9	30			2	'	<u>'</u>	る 尾刊	解体期間を見込んで2019年9月末 までの活用期間の延長が必要。	民の日常生活に必要なサービスの 提供のために必要不可欠である。
150		田村郡三春町大字熊		幼稚園	266.29	2013	11 2	21 2	2015	11	21	鉄骨	造	1	1	1	葛尾村	2018年4月から村内で幼稚園が再開する予定であり、その後の解体に必要な期間を見込んで、2018年9	原発事故で被災した幼稚園の代替 施設として整備された園舎は、住民
132	有 尼奶性图	耳字八ツ田70-1外4筆	何 尼刊	初作图	200.29	2015	11 2	20 2	2018	9	30			•	'	'	勾 尼们	月末まで活用期間の延長が必要となる。	の日常生活に必要なサービスの提供のために必要不可欠である。
153	富岡町小中学校仮	田村郡三春町大字熊 耳字南原1,2-1,2-2,2-8,4,5-1,8,11-2,11-3,12-2,21,26,38-3,61-1,61-2,62-2,65,77,78,79-1,79-2,79-3,79-4,79-5,79-6,94,95,96,99-1,99-2,106-1,106-	富岡町	小学校・中学校	814.39	2015	9	10 2	2017	9	1	鉄骨	造	1	1	1	富岡町		た小中学校体育館の代替として整
		2,112,113,119,120- 1,137-3,139-2,139- 4,141-1,146,178- 1,178-2,178-4,179- 1,179-2,179- 3,180,181,182-1,182- 2,183,184,十石窪97-2, 中田123-5,152,152- 2,153	HIP.	体育館	311.33	2017	8	31 2	2023	3	31				•			な期間を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	備された仮設体育館は教育機会の 確保のために必要不可欠である。

	◇対象となる応急仮	設建築物一覧(福島県復	[興推進計画)															
				шУ	延床		準法によ 続期間	る		削による 用期間			構造規	視		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)		期、下段:約			期、下段:終期		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
154		双葉郡広野町大字浅 見川字桜田40番地	広野町	事務所	183.87	2012	12	10		11 23	3 鉄電	予 造	- 1	1	3	広野町商工会・南双 葉青年会議所・広野	被災した広野町商工会館は2012年度において解体している。底地が借家であったことから移転を含め検討し、2019年度末の商工会館完成を目標にしていることから、完成後の移転期間や解体期間などを考慮し、2020年度末までは当該応急仮設建築物は必要である。	代替施設として整備された仮設建 築物は、住民帰還に必要な商業インフラ等の再生に必要不可欠であ
155		双葉郡広野町大字下 浅見川字広長120番1	福島県	事務所	529.62	2013	9	1	2015	9	1 軽量	造造	- 1	1	1	福島県	富岡町の一部の避難指示解除に 伴い、富岡土木事務所は2017年4 月1日から町内で業務を再開したも のの、災害からの復旧・復興事業を 請け負う業者の多くが、原発事故に よりいわき市などに避難しているこ	国政収取延業物は、原丁刀火音に
	7,7,7,10,00,7,1 G	(2,2,11) (A) (2,12) H				2015	8	31	2020	3 3 ⁻	1						とから、事業の円滑な執行と早期 の完了を実現するため、県が事業 完了の目標としている2019年度末 まで活用期間の延長が必要とな る。	復興事務遂行に必要不可欠である。
		広野町大字折木字田 中69の一部	富岡町	事務所兼作業場	213.03	2014	3	7	2016	3 5	5 鉄電	予 造	1	1	2	㈱東工業	原子力災害により避難を余儀なくされ、当該仮設建築物の入居者が帰還困難区域にある事業者であることから、帰還の目途が立たない状況であるが、町、入居者及び土地	原発事故で被災した各企業代替事 務所として整備された仮設建築物 は、企業活動継続支援・雇用の場
		T COOP EID				2016	3	4	2019	3 3	1					(株)	所有者間の契約期間満了である 2019年3月末までは当該仮設建築 物は必要であるため。	の確保のため必要不可欠である。
	務所双葉農業普及	双葉郡広野町大字下 浅見川字広長117番	福島県	事務所	482.76	2014	3	24	2016	6 24	4 鉄電	予 造	1	1	1	福島県	避難指示が解除されたことに伴い、 本所も富岡町に帰還することとして おり、庁舎の修繕等とその後の解	町小浜)に所在していたが、発災後 の避難指示により使用困難となっ
	所	地の1				2016	6	23	2018	6 30	0						体に必要な期間を見込んで、2018 年6月末まで活用期間の延長が必 要となる。	たため、その代替施設として避難指示区域外である広野町に建設されたものである。
158		福島県双葉郡広野町 大字下北迫字大谷地	広野町	宿泊施設	1,995.80	2014	8	20	2016	11 20	0 木造	造 造	- 2	2	1	(株)フタバドリームプロ	震災・原子力災害による被災から 10年が経過するものの、未だ帰還 困難区域の解除や除染の目途が 立たず従前居住地での営業再開は 厳しい状況にある中において、町と 入居者間が協議し、事業者すべて	有の代替施設として登備されたも
		原92-2の一部		.272.3382		2016	11	19	2021	12 3 ⁻	1			_		ジェクト	の事業再建は2021年9月末になる と見込んでいることから、その後、 解体に要する期間を考慮し、2021 年12月まで活用期間の延長が必要 である。	のであり、当該事業者の事業再開 支援に必要不可欠である。

	◇対象となる心思仮記	設建築物一覧(福島県復 	是兴推進計 側)		延床		基準法によ 続期間	よる		別による			構造規	模				hw//李佐事の小共長元マとファ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)	(上段:始			(上段:始	用期間 期、下段:終 月 【		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	. 入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であるこ との説明
159		双葉郡楢葉町波倉字 小浜作12	内閣府	除染検査施設	2,378.00	2012		13				鉄骨 造	- 1	2	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域については、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっており、また、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年	原子力災害に基づき県内に飛散した放射性物質は、本来は外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災しため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から必要不可欠である。
	楢葉町鐘突堂地区	福島県双葉郡楢葉町				2014	1 7	31	2016	10	26	 軽量 鉄骨				ブイチェーン楢葉	度まで活用期間を延長したい。 2018年春に町の公設商業施設が 完成予定のため、移行期間及び解	当施設は東日本大震災により被災
	仮設施設	大字北田字鐘突堂5 番6の一部	楢葉町	店舗	408.28	2016	3 10	25	2018		30	业人 曰	- 1	1	3	武ちゃん食堂役場前 店 おらほ亭	体に必要な期間を見込んで、2018 年9月末まで活用期間の延長が必要となる。	した店舗の代替施設であり、住民 の生活に必要な買い物環境のため 必要不可欠な施設である。
101	仮設作業員宿泊施	双葉郡楢葉町大字下	鹿島建設株式会社	空头板=0	0.444.75	2015	5 1	6	2016	12	30	鉄骨 造				鹿島建設株式会社	る仮設焼却施設の運転に従事する 作業員のための施設である。仮設 焼却施設がある富岡町は避難指示	仮設焼却施設を建設した富岡町は 避難指示解除準備区域等に指定されている。このため、地震・津波災 害で級災した宿泊地域である。またの
161	設(富岡町仮設焼却施設)	繁岡字林東88、89-2	東北支店	宿泊施設	2,411.75	2016	3 12	29	2019	3	31		- 2	1	1	東北支店	解除準備区域等に指定されていることから、当分の間、宿泊施設を確保することができない状況であるため、少なくとも焼却施設の作業完了が見込まれる2018年度までは仮設作業員宿泊施設が必要となる。	従業員が宿泊できる宿泊施設が、 被災により廃業あるいは休業して いることから、その代替施設として
162		双葉郡楢葉町大字井		宿泊施設	1.788.50	2015	5 4	8	2017	4	8	鉄骨 造	- 2	1	1	鹿島建設株式会社	焼却施設、仮設灰保管施設等の従	害で被災した宿泊施設の復旧作業
102	設	出字苅集5番1の一部	東北支店	10 /U /IC DX	1,700.00	2017	7 4	7	2021	3	31			'		東北支店	は当該仮設建築物は必要であり、	従業員が宿泊できる宿泊施設が、 被災により廃業あるいは休業して いることから、その代替施設として 必要不可欠である。
163	I個吳叫 鲤矢星叩区	双葉郡楢葉町大字北 田字鐘突堂5番6の一	日本郵便㈱	郵便局	102.38	2015	5 10	13	2018	1	13	軽量 鉄骨	- 1	1	1	楢葉郵便局	町のコンパクトタウン内に本設の郵便局を2021年12月末までに開業する予定であり、解体期間を見込んで	福島第一原子力発電所の事故により被災した郵便局の代替施設であり、住民の日常生活に必要なサー
.33	仮設施設	部、5番4の一部			. 32.33	2018	3 1	12	2022	3	31			•				ビスの提供のため必要不可欠な施設である。

	◇対象となる応急仮	設建築物一覧(福島県復 	夏興推進計画)		7-0-2-	建築其	準法に	よる「	特位	列による			141.141.1	o 1#				
番号	 建築物の名称	 所在地	 所有者(管理者)	用途	延床 面積	存	続期間		活	用期間			構造規	说快 T	- Alex	入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
				,	(m²)		期、下段:			期、下段:終		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
		福島県双葉郡楢葉町 大字山田岡字名古谷	JFEエンジニアリン グ株式会社	宿泊施設	2,317.14	2016	6	27	2018	6	20	鉄骨 造	1	1	1	JFEエンジニアリング 株式会社	津波廃棄物等を処理する仮設焼却 施設の運転に従事する作業員の宿 泊施設であり、仮設焼却施設の稼 働期間、解体、撤去まで見込むと	作業員が宿泊できる宿泊施設を確
		53-12、53-13、53-212	ク休氏去社			2018	6	19	2020	3	31					休式云位	2020年3月末まで活用期間の延長 が必要となる。	保できないことから、その代替施設 として本施設を建設したものであ る。
165	楢葉町北田地区仮	楢葉町北田字仏坊 44-1・44-2・44-3・45-	浪江町	作業場	521.85	2017	11	8	2018	6	10	軽量 鉄骨	2	1	2	㈱八島総合サービス	2017年3月に町内の一部が避難指示解除となったが、現在の居住人口は震災前の約7%に留まっており、事業者は町内での再開の判断が難しい状況である。現在、当町では浪江町復興計画	地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
103	設施設	1	/及/工叫]	IF未物	321.03	2018	6	9	2026	3	31		2	, 	2	鈴木工務店	【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	再開支援に必要不可欠である。
166	楢葉町仮設焼却施 設(仮設灰保管施	双葉郡楢葉町大字波	環境省	固型化物·未処	6,584.76	2017	1	27	2018	12	27	鉄骨 造	1	8	1	鴻池·前田·西武·株 木特定建設工事共同 企業体、	仮設焼却施設の運用後、施設全体 を解体する予定であったが、隣接す る特定廃棄物等固型化処理施設に おいて、固型化物及び固型化処理 前の灰を保管する必要が生じ、灰	体、一部事務組合の焼却施設及び 個人・民間等で生じた指定廃棄物と しての焼却灰を固型化処理するた
	設)	倉字細谷52番地他 	5K 36 E	理灰保管施設	3,00 0	2018	12	26	2024	11	30				·	奥村·株木·森本特定 建設工事共同企業体	保管施設のみを特定廃棄物等固型 化処理施設の解体予定と合わせ 2024年11月末まで延長が必要であ るため。	めに、固型化物及び固型化処理前の灰を一時的に保管する施設であり、従前の廃棄物処理プロセスの一部を代替する施設として必要不可欠である。
167	原子力災害現地対	富岡町本岡字新夜ノ 森85-1·587-1·588-1・	内閣府	事務所 (国道6号線バリ	212.30	2014	1	15	2016	1	15	鉄骨 造	1	2	1	盾子力 巛宝划等木部	号線の通過を認めているところであり、通過者や一時立入り等を実施	東京電力が福島第一原子力発電 所サイト内で、外部に拡散しないよ う厳重に管理していた。 しかし、東京電力福島第一原子力
107	策本部富岡事務所	596-2	が原列が	ケード開閉業務 事務所、休憩所)	212.30	2016	1	14	2031	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	31			2		ホ] 刀火石刈泉平印		発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなった。 その機能を代替するものとして、帰還困難区域に常駐して当該区域内外の通行を管理し、放射性物質の拡散を防止する業務を担うための

	◇対象となる応急仮	設建築物一覧(福島県復	复興推進計画)															
番号		所在地	所有者(管理者)	用途	延床面積	存紀	準法による 続期間		活用	による 期間			構造規			入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
田勺	连来初07石机	別任地	別有名(自建省)	用座	血恒 (m²)	(上段:始茅	明、下段:終 月		-段:始期 年		終期) 日	構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
168	富岡町仮設焼却施	双葉郡富岡町大字毛	MHIEC·鹿島·MHI		22,262.78	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨 造	1階 (管理 一 棟	4	1	MHIEC·鹿島·MHI共	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020	震災により膨大に発生した災害廃 棄物を処理するため、従前の廃棄
100	設	萱字浜畑197-1ほか	共同企業体	<u>処理施設</u>	22,202.70	2017	6	24	2021	3	31		は、2 階)	Ţ	·	同企業体	年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	物処理施設の一部機能を代替する 施設として必要不可欠である。
169	富岡町仮設災害廃	双葉郡富岡町大字仏 浜字釜田239番地ほ	MHIEC・鹿島・MHI サロヘック		15,409.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨 造	1階 (管理 一 棟	3	1	MHIEC·鹿島·MHI共	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020	震災により膨大に発生した災害廃 棄物を処理するため、従前の廃棄 物処理施設の一部機能を代替する
	棄物破砕選別施設	か	共同企業体	選別施設		2017	6	24	2021	3	31		は、2 階)			同企業体	年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	施設として必要不可欠である。
170	富岡町仮設灰保管施設	双葉郡富岡町大字毛 萱字浜畑132-1ほか	MHIEC·鹿島·MHI 共同企業体	仮設灰保管施設	9,582.00	2015	6	15	2017	6	25	鉄骨 造	1	1	1	MHIEC·鹿島·MHI共 同企業体	富岡町内で発生した津波がれき等の災害廃棄物を破砕・選別処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であることから、2020	震災により被災し、閉鎖した廃棄物 処理施設の代替施設として、膨大 に発生した災害廃棄物を処理する
	אם שות	□丁决加102 H&N	六阳正未体			2017	6	24	2021	3	31					日正禾 作	年3月まで当該仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年3月末まで必要であるため。	ため必要不可欠である。
171	五社の杜サポートセ ンター	双葉郡川内村大字下	川内村	仮設住宅等における介護・福祉	98.54	2012	10	31	2014	111	1	木造	_ 1	1	1	川内村社会福祉協議	引き続き必要であること、及び、こ	地震等で被災した高齢者福祉施設 の代替として整備された仮設建築 物であるが、高齢者等の日常生活
	J-9-	川内字宮渡45		サービスなどの 拠点		2014	10	31	2028	3	31					会		の支援等を提供する拠点として必要不可欠である。

	◇対象となる心急仮記	段建築物一覧(福島県位	夏興推進計 画)															
					延床		準法による 続期間	3		川による 月期間			構造規	見模		1 足耂夕	理由	被災建築物の代替施設であるこ
番号	景 建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)	(上段:始排			上段:始其	水下段:終期 月 日		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	との説明
177	仮設ビジネスホテル	双葉郡川内村大字上	川内村	ビジネスホテル	1,194.00	2013	2	18	2014	12	1 章	軽量 鉄骨	2	2	48	株式会社あぶくま川	当該ホテルは震災後、復興・復旧を進める各事業を担う者等の宿泊施設として仮設建築物として建設されたもの。当初、存続期間は概ね10年としていたが、村内の宿泊施設が少ない中、令和3年8月に決定された「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」において、2020年代をかけて、帰還意向のある住	震災の影響で村内の宿泊施設の 宿泊キャパシティが減少したことか
172		川内字町分395	MIF311		1,104.00	2014	11	30	2028	3 3	31		-		40	内	民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくこととされたことも受け、今後も引き続き、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた除染等の措置等を始めとする復興・復旧関係の宿泊需要が見込まれることから、事業者の意向を踏まえ、終期を2028年3月31日まで延長することが必要である。	
173		福島県双葉郡川内村	環境省	作凯匹贝姓长凯	600.40	2015	2	1 2	2016	10	1 釤	跌骨 造	1	1	1	では少	一時保管している灰の特定廃棄物 埋立処分施設への搬出が2018年 度中までかかる見込みのため、そ	川内村の廃棄物は、南部衛生セン ターで処理を行ってきたが、同セン ターにいては、地震発生後の福島 第一原発事故による放射性物質に
1/3	1000	大字下川内字五枚沢 517-4	课児自 	仮設灰保管施設 	698.40	2016	9	30	2019	3 3	31		•	'	1 環境省 三菱·大林·東亜共同 企業体	琛 児自	の後の解体までを見据え、2019年3 月末まで活用期間の延長が必要で ある。	第一原発事故による放射性物質に 汚染された廃棄物の受入が困難で あるために、代替施設として整備し たものである。
174	問問所農林業玄族	双葉郡川内村大字上 川内字鷹ノ巣20番の 一部	三菱·大林·東亜共	仮設焼却施設	5,215.72	2017	4	24	2019	5	9 釤	跌骨 造	1階 (管理 棟	4		福島県内24市町村で発生した農林業系廃棄物(放射性物質に汚染された廃棄物)を処理するための施設であり、処理すべき廃棄物量が膨大であり、また堆肥の乾燥施設を追加して性状の悪い堆肥を処理	福島県内24市町村の農林業系廃棄物は、各市町村の焼却施設等で処理を行ってきたが、既存の施設では福島第一原子力発電所の事	
		田村市都路町古道字 細田沢123番の一部	同企業体	VX DX IV PUP DX	0,210.72	2019	5	8	2021	9 3	30		は、2 階)	7	,	企業体	する必要があることから、2021年2月まで当該応急仮設建築物を運営し、解体期間を見込むと2021年9月末まで活用期間の延長が必要であるため。	故による放射性物質に汚染された 廃棄物の受入が困難であるため、 代替施設として整備したものであ

	<	◇対象となる応急仮訂	设建築物一覧(福島県復	复興推進計画)															
3 Z		74.00 L C C C C C C C C C C C C C C C C C C	=r +- 114		шУ	延床		準法に。 続期間	よる		列による 用期間)		構造	規模		入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
· Tan	号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m²)		期、下段:			期、下段:約		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
17			浪江町大字高瀬字小	東京電力	事務所 (除染検査施設、 国道6号線バリ	219.05	2014		17				鉄骨 造	1	3	3	東京電力内閣府	に基づき、国道6号線の通過が認められていることから、通過者や一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。	放射性物質については、震災前は 東京電力が福島第一原子力発電 所サイト内で、外部に拡散しないよ う厳重に管理していた。 しかし、東京電力福島第一原子力 発電所が被災したため、放射性物 質が拡散した帰還困難区域等の地 域においても、放射性物質を管理 する必要が生じ、福島第一原子力
	3	策本部浪江事務所	高瀬迫181-1他	米小电 力	サード開閉業務 事務所、休憩所)	210.00	2016	1	14	2021	3	31				3	福島県	継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、いまだに避難指示が終了するめどは経っておらず、少なくとも今後5年間は引き続き放射性物質の管理を	発電所内のみでは、当該管理に係る機能を果たすことができなくなっ
17	'6 \frac{3}{2}		从朱祁冺江叫人于伽	日立造船·安藤·間· 神戸製鋼特定企業	火舌焼果彻焼却	28,433.96	2016	3	29	2017	5	1	鉄骨 造	1階 (管理 — 棟	1 3	1	日立造船·安藤·間· 神戸製鋼特定企業共	浪江町内等で発生した津波がれ き、除染廃棄物等を処理するため の施設であり、町の一部が特定復 興再生拠点区域に認定され、計画 期間が2023年3月までであることか	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄
		iý	塩字向川原地内	共同企業体	処理施設		2017	⁷ 4	30	2024	3	31		は、2 階)			同企業体	ら、同月まで当該応急仮設建築物 を運営し、解体期間を見込んで 2024年3月末まで活用期間の延長 が必要である。	物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
17		浪江町幾世橋地区	浪江町大字幾世橋字 六反田7-2·字芋頭	浪江町	店舗	703.90	2016	10	12	2019	1	12	鉄骨 造	1	3	9	松原産業 立川商店 (株)マツバヤ 海鮮和食処くろさか (株)ダイイチ	民住人口の描加わた洋理培が上	-
	´ [1		26-1・26-3・26-4	//X/ T m]	/□ pm	700.30	2019	1	11	2026	3	31					スマートモビリティチャ レンジ事務局 NPO法人新町なみえ 東北理工 高野洋子(個人)	おとこれでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	所 再開支援に必要不可欠である。

	◇対象となる心态似語	设建築物一覧(福島県復 	发央推進計画 <i>)</i>		延床	建築基準	≛法によ 期間	る 	特例	による 月期間			構造規	見模		3 兄老女	THE A	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)	(上段:始期	、下段:終		上段:始期	1、下段:		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	. 入居者名 (事業者名)	理由 活用期間設定の理由	との説明
178		浪江町大字権現堂字 本城6-1の一部、6-5、	浪江町	事務所∙作業場	295.58	2017						鉄骨 造	- 2	1	2	双葉ホンダモータース		地震や原子力災害で被災した事業 者の代替施設として整備され、事業
		6-2, 5-5, 5-6				2019	12	13	2026	3	31					藤本建設株式会社	る。 活用期間の設定にあたっては、現在、当町で浪江町復興計画【第三次】の策定中であり、当該計画の進捗・成果を踏まえて上記の判断をすることとなるため、計画の見直し時期である2026年3月まで活用期間の延長をしたい。	再開支援に必要不可欠である。
179	葛尾村仮設焼却施	双葉郡葛尾村大字葛 尾字野行 野行国有	JFE·奥村·西松·大		28,451.93	2015	12	1	2017	6	20	鉄骨 造	1階 (管理 - 棟	22	1	JFE·奥村·西松·大豊	葛尾村内等で発生した災害廃棄物、除染廃棄物等を処理するための施設であり、村の一部が特定復興再生拠点区域に認定され、計画期間が2022年9月までであることか	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄
	設	林	豊特定共同企業体	<u>処理施設</u>		2017	6	19	2023	8	31		は、2 階)			特定共同企業体	ら、同月まで当該応急仮設建築物 を運営し、解体期間を見込んで 2023年8月末まで活用期間の延長 が必要である。	物処理施設の一部機能を代替する施設として必要不可欠である。
180	仮設高齢者等サポート施設(新地町	相馬郡新地町駒ヶ嶺	福島県	高齢者福祉施設	298.12	2011	12	7	2013	9	27	木造 造	1	1	1	(社/利地町社太徳性	仮設高齢者等サポート施設として 地域での団らんやコミュニティ活動 の維持のために活用しているため、 被災高齢者等の仮設住宅等での	の代替として整備された仮設建築
	駒ヶ嶺)	字原245-1の一部	I BELLY /K		200.112	2013	9	26	2022	3	31		·	·		協議会	生活がいつまで続くか見通しがないため、概ね10年間(2021年度)までは支援が必要であるため。	なサービスの提供のために必要不
101	似設ハ人付合所(新	相馬郡新地町谷地小 屋字樋掛田30番地の	東日本旅客鉄道㈱	バス待合所	12.95	2012	3	30	2014	3	30	鉄骨 造	1	1	1	JR常磐線代行バス利	被災したJR常磐線(新地駅駅舎を 含む)は、線路移設により復旧が予 定されているが、用地買収を前提 に、2014年春工事着手予定、工事	津波で被災したJR常磐線新地駅駅 舎の代替として整備された仮設建
181	地町谷地小屋)	産子樋街田30番地の 一部	水戸支社	八人村百別	12.90	2014	3	29	2017	3	31					用者	に、2014年春工事宿子ア足、工事 完了まで3年程度の期間を見込ん でいるため、2017年3月まで当該仮 設建築物は必要であるため。	築物は、公共交通の確保のために 必要不可欠である。

	◇対象となる心思収	設建築物一覧(福島県復	<u> </u>															
	建筑性 0.2.15	=r +- 114	=r++/********	шА	延床		基準法に。 続期間	よる		別による用期間			構造規	見模		入居者名	理由	 被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者) 	用途	面積 (m³)	(上段:始: 年	期、下段:			期、下段:約		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
182	飯舘村小宮仮設焼 却施設	福島県相馬郡飯舘村 小宮字沼平560の一 部	神鋼環境·神戸製鋼 共同企業体	災害廃棄物焼却 処理施設	974.24	2014	1 12		2016	111	1	鉄骨 造	- 1	2	1	神鋼環境·神戸製鋼 共同企業体	家屋解体の受付が、当初想定した数量より大幅に増加し、処理対象物量が大幅に増加したことから、小宮地区で処理する屋内廃棄物の処理が終了する2017年3月まで当該仮設建築物は必要であるため。また、その後の解体までを見据え、2018年3月まで必要である。	馬市に処理を委託していたが、地震発生後の短息第一原発車地によ
183	飯舘村小宮仮設焼 却施設	相馬郡飯舘村小宮字 沼平560の一部	IHI環境·日揮·熊谷 組廃棄物等処理業		669.62	2014	1 12	10	2016	11	1	鉄骨 造	- 1	2	1	廃棄物等処理業務共	一時保管している灰の特定廃棄物 埋立処分施設への搬出が2019年 度末までかかるため、その後の解 体までを見据え、2020年3月末まで	震発生後の福島第一原発事故によ る放射性物質の拡散汚染により、
			務共同企業体			2016	3 10	31	2020	3	31		火処			同企業体	活用期間の延長が必要である。	関相馬用での受入は困難であるだめに、その代替施設として整備したものである。
184	飯舘村蕨平仮設焼	相馬郡飯舘村蕨平	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共	火古俛果彻况叫	30,013.60	2016	3	7	2018	3	14	鉄骨 造	火理棟4 開東4 下理棟2 下2管 1	38	1	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共同	り、村の一部が特定復興再生拠点	について地震発生前までは南相馬 市に処理を委託していたが、地震 発生後の福島第一原発事故による
104	却施設	199、201、202、203	同企業体	<u></u> 処理施設	00,010.00	2018	3	13	2024	3	31		植 種 職 、理 機 種 機 機 機		·	企業体	年5月末であることから、同月まで 当該応急仮設建築物を運営し、解	放射性物質の拡散汚染により、南相馬市が受入られなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
	設備棟、付属棟、資 材化炉出口架構、副	相馬郡飯舘村蕨平字 蕨平199	日揮・太平洋セメン ト・太平洋エンジニ アリング実証業務共	工場 (資材化実証施	1,653.16	2015	5 12	22	2018	3	22	鉄骨 造	一設·付 標・標 に は で は で は が に が に り に り に り に り に り に り に り に り に		1	日揮・太平洋セメント・ 太平洋エンジニアリン グ実証業務共同企業	資材化実証施設の稼働は2018年3 月をもって終了したが、資材や焼却 灰等の搬出及びその後の解体まで	地中に今十4 インフォのナゼニート
	産物置場 		同企業体	設、仮置場)		2018	3 3	21	2019	3	31		デロ架 口架 構2 階、他 は1階			ク 美証 未務 共 向 正 未 体	を見据え、2019年3月末まで活用期間の延長が必要である。	にできないため、代替施設として本施設を整備したものである。
186	飯舘村蕨平仮設焼	怕局和助品剂厥半于	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共		268.84	2017	7 4	12	2019	3	14	鉄骨 造	1	1	1	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共同	蕨平地区仮設焼却施設で発生する 焼却灰の中間貯蔵施設への搬入 が2023年度末までかかるため、そ	用もしくは最終処分されていたが、 既存の施設では放射性物質が高
	却施設	蕨平199	同企業体			2019	3	13	2024	3	31					企業体	の後の解体期間を見込んで、2024 年3月末まで活用期間の延長が必要である。	濃度に含まれているものを扱うこと はできないため、代替施設として本 施設を整備したものである。

	◇対象となる心思仮記	投建築物一覧(福島県復	<u> </u>															
番号	連筋炉のタチ	所在地	所有者(管理者)	用途	延床		準法によ。 売期間	る	特例 活用	による 期間			構造規	規模		入居者名	理由 活用期間設定の理由	 被災建築物の代替施設であるこ
金石	建築物の名称 	別任地	別有名(官理名) 		面積 (m³)		ル下段:終 月					構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)		との説明
187	飯舘村蕨平仮設焼 却施設	相馬郡飯舘村蕨平字 蕨平199	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共 同企業体		480.00	2017			2019			鉄骨 造	1	1	1	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共同 企業体	焼却灰の中間貯蔵施設への搬入 が2023年度末までかかるため、そ の後の解体期間を見込んで、2024	震災前までは、焼却灰等は再生利 用もしくは最終処分されていたが、 既存の施設では放射性物質が高 濃度に含まれているものを扱うこと
			四正未件			2019	3	13	2024	3	31						年3月末まで活用期間の延長が必要である。	はできないため、代替施設として本 施設を整備したものである。
100	大熊町仮設焼却施	双葉郡大熊町大字小	三菱・鹿島共同企業		20 105 01	2018	1	25	2020	4	25	鉄骨 造				三菱•鹿島共同企業	大熊町内で発生した災害廃棄物・ 除染廃棄物及び大熊町外の福島 県内で発生し中間貯蔵施設内に搬 入した除染廃棄物を処理するため の施設であり、今後当該施設の応	大熊町は、町内で発生した廃棄物について地震発生前までは双葉地方広域市町村圏組合の焼却施設に処理をしていたが、地震発生後の福島第一原発事故による放射性
188	設	入野字小入野127他	体	仮設灰保管施設	33,195.01	2020	4	24	2024	3	31		2	4	'	<i>I</i> 45	急仮設状態の解消に向けて、改修 工事や諸手続き等に要する期間を 考慮し、2024年3月末まで活用期間	物質の拡散汚染により、双葉地方 広域市町村圏組合が受入れられな
189	川俣町鶴沢地区仮 設施設	伊達郡川俣町大字鶴 沢字雁ヶ作92番地2	川俣町	工場	504.40	2018	5	18	2020	8	1	鉄骨 造	1	2	1	(有)カミノ製作所	算して、取得までの手続きと取得後	当該施設は、旧計画的避難区域に 指定されていた区域で営んでいた 工場の代替施設として整備された
103						2020	7	31	2023	5	31		<u>'</u>	2	·	(H)/J~/ ZX (FI)/I		ものであり、事業者の事業再開・継
190	富岡町小浜地区仮	富岡町小浜8番	富岡町	事務所・作業場	221.83	2018	8	20	2020	8	20	鉄骨 造	1 1 2	(株)東工業 (株)五大エンジニアリン	業所に帰還した後に撤去する予定	原発事故で被災した各企業の事務 所の代替施設であり、企業活動の		
	設施設		苗 (岬) 岬]	事份別 * TF 未场	223	2020	8	19	2023	11	30			'	2	グ		再開・継続支援並びに雇用の場の 確保のため必要不可欠である。
191	飯舘村蕨平仮設焼 却施設	相馬郡飯舘村蕨平字 蕨平767、768-1、 770、771	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共 同企業体		3,259.76	2018	12	28	2021	3	28	鉄骨 造	1	1	1	神鋼環境·熊谷組廃 棄物等処理業務共同	が2023年度末までかかるため、そ	用もしくは最終処分されていたが、 既存の施設では放射性物質が高
						2021	3	27	2025	3	27					企業体		濃度に含まれているものを扱うこと はできないため、代替施設として本 施設を整備したものである。

		◇対象となる応急仮言	<u> </u>	夏興推進計画)															
_	<u>.</u> –	はなるなが	=r +- 1.L	-r + + //* + = + \		延床		準法に。 続期間	よる		列による 用期間			構造規	模		入居者名	理由 活用期間設定の理由	 被災建築物の代替施設であるこ
看	号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m³)		期、下段:			期、下段:終月 日		構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)		との説明
			双葉郡楢葉町大字波 倉字細谷30	鴻池·前田·西武·株 木特定建設工事共	メント固型化処	8,070.24	2019						鉄骨 造	1階 (管理 棟は2	17	1		現在、当該施設の建築基準法適合 に向け、関係機関と協議を行っているところであるが、各種許認可手続きに相応の期間を要する見込みで	福島第一原子力発電所の事故に 起因する汚染された焼却灰は既存 の施設では処理できず、
		11.处理他改		同企業体 (環境省)	理		2021	3	25	2022	3	31		階)			企業体	あるため、これらを考慮し2022年3 月末まで活用期間を延長する必要 がある。	当該焼却灰をセメント固型化処理 可能な施設は当該施設の他に無い ことから、 特定廃棄物を安全に処分するため に必要不可欠な施設である。
		安達地方仮設焼却施設	二本松市大字戸沢字 熊ノ久保137他	日立造船·大林組特 定共同企業体	仮設焼却施設	8,473.52	2019	8	1	2021	9	1	鉄骨 造	- 2	8	1	日立造船·大林組特 定共同企業体	安達地方で仮置きされている可燃性除染廃棄物及び農林業系廃棄物(放射性物質に汚染された廃棄物)を処理するための施設であり、廃棄物の処理が2022年3月末までかかるため、その後の解体期間を見込み、2023年3月末まで活用期間の延長が必要である。	震災により膨大に発生した災害廃棄物を処理するため、従前の廃棄
							2021	8	31	2023	3	31							施設として必要不可欠である。
	194	双葉町仮設処理第	双葉郡双葉町細谷大 森140-1 他	新日鉄・クボタ・大 林・TPT特定共同企 業体	_ 仮設焼却施設• _ 仮設灰処理施設	38,084.37	2020	2	29	2022	6	1	鉄骨 造	- 6	9	1	新日鉄・クボタ・大林・	処理するための施設であり、継続し	双葉町で発生した廃棄物は、震災 前までは、双葉地方広域市町村圏
		一施設					2022	5	31	2028	3 3	31		Ů	, and the second		TPT特定共同企業体	である。 今後、当該施設の応急仮設状態の 解消に向けて、改修工事や諸手続 等に要する期間を考慮し、2028年3 月末まで活用期間の延長が必要で ある。	質に汚染された廃棄物を受け入れられなくなったため、その代替施設として必要不可欠である。
			双葉郡双葉町細谷大 森137-2 他		仮設焼却施設· 仮設灰処理施設	37,925.06	2020	3	9	2022	10 2	7	鉄骨 造	- 5	11	1	JFE•前田特定業務共	双葉町内で発生した災害廃棄物・除染廃棄物及び双葉町外の福島 県内で発生し中間貯蔵施設内に搬入した除染廃棄物、並びに中間貯蔵施設内に搬入された焼却残さを 処理するための施設であり、継続して処理するための施設であり、継続して加盟施設を使用することが必要	双葉町で発生した廃棄物は、震災 前までは、双葉地方広域市町村圏 組合の施設で処理していたが、福
195	1 90						2022	10	26	2028	3 31	1		, ö	11		同企業体	である。	

	◇対象となる応急仮記	设建築物一覧(福島県復 ┏	复興推進計画) I			建筑其	準法による	ス	特例に	上ス								
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	延床 面積	存約	売期間		活用其	朋間			構造規			入居者名	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であるこ
H 7	建未初 の石柳				m ¹ 頁 (m ²)		朋、下段:終 月		上段:始期、「			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)		との説明
196	毛萱・波倉スクリー	双葉郡楢葉町波倉字 小浜作12	内閣府	除染検査施設	889.42	2020						鉄骨 造	1	8	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子	放射性物質は、本来、外部への飛 散がないよう東京電力福島第一原 子力発電所サイト内で厳重に管理 し処理するものであるが、東京電力 福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が
196	ニング場(2)			陈未快 <u>且</u>		2022	2	14	2031	3	31			0			を続している間は、福島第一原子 力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に 係る業務を行う必要があるところ、 帰還困難区域の解除がいつとなる か現時点では見通せない状況であ るが、現在の復興庁設置期間が 2030年度までであることを考慮し、 2030年度まで活用期間を延長したい。	拡大したため、その機能を代替する ものとして当該建築物を建設した。 一時立入り等を実施する者の放射 線への不安払拭や拡散防止の観 点から帰還困難区域が解除される までの間は必要不可欠である。
107	長塚越田スクリーニング場	双葉町大字長塚越田 1-38	内閣府	除染検査施設	547.59	2020	12	13	2022	3	15	鉄骨 造		15	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が	放射性物質は、本来、外部への飛 散がないよう東京電力福島第一原 子力発電所サイト内で厳重に管理 し処理するものであるが、東京電力 福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が
197						2022	3	14	2031	3	31						継続している間は、福島第一原子力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	拡大したため、その機能を代替すものとして当該建築物を建設した。
198	高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字	内閣府	除染給杏施設	139 95	2020	3	24	2022	3	15	鉄骨造	- 1	15	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子	放射性物質は、本来、外部への飛 散がないよう東京電力福島第一原 子力発電所サイト内で厳重に管理 し処理するものであるが、東京電力 福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が
130		高津戸(道の一部)		除染検査施設	139.95	2022	3	14	2031	3	31			13		が1万久古が宋平印	お記している間は、福島第一原子 力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に 係る業務を行う必要があるところ、 帰還困難区域の解除がいつとなる か現時点では見通せない状況であ るが、現在の復興庁設置期間が 2030年度までであることを考慮し、 2030年度まで活用期間を延長した い。	拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。

	◇対象となる応急仮記	対象となる応急仮設建築物一覧(福島県 建築物の名称 所在地			延床		準法による		例による			構造規	 見模			THI ch	被災建築物の代替施設であるこ
番号	建築物の名称	所在地	所有者(管理者)	用途	面積 (m²)	(上段:始	続期間 期、下段:終期 月 日]) (上段:始	用期間 台期、下段:終 月		—————— - 構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	. 入居者名 (_{事業者名)}	理由 活用期間設定の理由	被災建築物の代替施設であるこ との説明
199	中屋敷スクリーニン	大熊町大字野上字小 塚(道の一部)	内閣府	除染検査施設	86.54	2020					鉄骨 造	1	10	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子	福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が
199	グ場				00.54	2022	3 1	4 203	3	31			10			力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	拡大したため、その機能を代替する ものとして当該建築物を建設した。 一時立入り等を実施する者の放射 線への不安払拭や拡散防止の観 点から帰還困難区域が解除される までの間は必要不可欠である。
000	大野スクリーニング	大熊町大字下野上字 大野98-1	内閣府	除染検査施設	482.58	2020	3 1	3 2022	3	15	鉄骨 造		10		原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の域を通行する場合は車ることと実施することと実施する者のある。このように、少なくとも避難指示所を書があるうに、少なくとも避難指示所を対している間は、福島第一、当時間では、高いののでは、福島第一、当時間では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	放射性物質は、本来、外部への飛散がないよう東京電力福島第一原子力発電所サイト内で厳重に管理し処理するものであるが、東京電力福島第一原子力発電所が被災したことにより放射線管理を行う区域が拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。
200	場					2022	3 1	4 2031	3	31		1	13				
201	津島スクリーニング	浪江町大字下津島字 萱深14番地	内閣府	除染検査施設	527.96	2021	7	1 2022	4	1	鉄骨 造	_ 1	30	1	原子九災宝対策太部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子	福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が
201	場					2022	3	1 2031	2031 3	31		'	30		原十刀災舌 対東本部	を続している間は、備馬第一原子 力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に 係る業務を行う必要があるところ、 帰還困難区域の解除がいつとなる か現時点では見通せない状況であ るが、現在の復興庁設置期間が 2030年度までであることを考慮し、 2030年度まで活用期間を延長した い。	拡大したため、その機能を代替するものとして当該建築物を建設した。 一時立入り等を実施する者の放射線への不安払拭や拡散防止の観点から帰還困難区域が解除されるまでの間は必要不可欠である。

		<u> > 刈 外 C は る 心 心 似 i</u>	又连架彻一見(陆岛乐18	5兴胜连引四/															
-1		建築物の名称	所在地	武士老/佐田老)	用途	延床 面積 (㎡)	建築基準法に。 存続期間				特例による 活用期間			構造規模			入居者名	理由	被災建築物の代替施設であるこ
H 1.4	75			所有者(管理者)				下段:終其		上段:始期、下段:終期) 年 月 日			構造	階数 地上	棟数	区画数 (入居者数)	(事業者名)	活用期間設定の理由	との説明
2	02		浪江町大字加倉字加 倉前20-1,20-3	内閣府	除染検査施設	141.89-	2020	3 1	20	022	3	35 鉄	共骨 造	. 1	14	1	原子力災害対策本部	福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域の入域は制限されているが、当該区域を通行する場合は車両等のスクリーニングを実施することとなっているほか、一時立入り等を実施する者の安全を確実に確保する必要等がある。このように、少なくとも避難指示が継続している間は、福島第一原子	放射性物質は、本来、外部への飛 散がないよう東京電力福島第一原 子力発電所サイト内で厳重に管理 し処理するものであるが、東京電力 福島第一原子力発電所が被災した ことにより放射線管理を行う区域が 拡出したなり、その機能を供替する
		場	宮削20−1,20−3	1 21-2712			2022	3 1	14 20	031	31	31						力発電所サイト内ではなく、当該区域に常駐して放射性物質の管理に係る業務を行う必要があるところ、帰還困難区域の解除がいつとなるか現時点では見通せない状況であるが、現在の復興庁設置期間が2030年度までであることを考慮し、2030年度まで活用期間を延長したい。	ものとして当該建築物を建設した。 一時立入り等を実施する者の放射 線への不安払拭や拡散防止の観 点から帰還困難区域が解除される までの間は必要不可欠である。